

産業建設常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和6年12月9日（月）午前8時55分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前田 幸一 君	副委員長	宮内 博 君
委員	松下 太葵 君	委員	久保 史睦 君
委員	徳田 修和 君	委員	木野田 誠 君
委員	池田 綱雄 君	委員	下深迫 孝二 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 植山 太介 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	西元 剛 君	建築技監	松崎 浩司 君
建設政策課長	丸山 省吾 君	建設施設管理課長	安田 善郎 君
建築指導課長	山田 拓也 君	建設政策課主幹	中村 光秀 君
建設施設管理課主幹	海江田 和大 君	建設施設管理課主幹	落水田 剛 君
建築指導課主幹	小濱 直人 君	建設政策課政策グループ主任技師	戸越 誠也 君
建設政策課政策グループ主査	今村 翔 君	建築指導課建築審査グループ主査	橋内 勇樹 君
農林水産部長	寶徳 太 君	林務水産課長	今吉 秀志 君
農政畜産課長	有村 浩 君	農政畜産課主幹	唐鎌 賢一郎 君
林務水産課主幹	川原 昭司 君	農政畜産課主幹	淵ノ上 博己 君
林務水産課林務水産グループアドバイザー	清藤 明夫 君	農政畜産課農林水産政策グループ主査	藤山 健 君
農政畜産課農政第1グループ主事	田中 和音 君		
商工観光部長	小松 弘明 君	商工観光施設課長	徳田 章 君
商工振興課長	立野 博 君	商工振興課主幹	西村 賢三 君
商工観光施設課主幹	松崎 義美 君	商工観光施設課施設管理グループアドバイザー	若松 樹 君
商工観光施設課施設管理グループアドバイザー	有馬 一樹 君	商工観光施設課施設管理グループ主査	泊口 清輝 君
障害福祉課長	富吉 有香 君	障害福祉課主幹	石原 智秋 君
市民環境部長	石神 幸裕 君	スポーツ・文化振興課長	久木田 勇 君
市民活動推進課長	吉永 利行 君	スポーツ・文化振興課主幹	川添 哲弘 君
市民活動推進課主幹	金丸 哲朗 君	スポーツ・文化振興課施設管理グループアドバイザー	山下 良太 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第95号 霧島市手数料条例の一部改正について

議案第101号 霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第103号 霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第107号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。）、霧島市牧園B&G海洋センター）

議案第108号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地乗馬施設）

議案第109号 指定管理者の指定について（霧島市国分営農研修センター）

議案第110号 指定管理者の指定について（城山公園）

議案第111号 指定管理者の指定について（中央児童公園ほか18施設）

議案第122号 指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）

議案第123号 指定管理者の指定について（国分漁港、永浜漁港）

議案第128号 市道路線の認定について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8時55分」

○委員長（前田幸一君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る12月9日の本会議で本委員会に付託になりました議案11件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここで暫く休憩します。

「休 憩 午前 8時56分」

「再 開 午前11時10分」

△ 議案第95号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第95号霧島市手数料条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建築技監（松崎浩司君）

議案第 95 号 霧島市手数料条例の一部改正について、概要をご説明いたします。「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正されたこと等から、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、担当課長がご説明いたします。

○建築指導課長（山田拓也君）

議案第 95 号 霧島市手数料条例の一部改正について、改正理由及び内容についてご説明いたします。建築技監からの説明にもありましたように、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和 4 年 6 月 17 日に公布されました。今回の手数料条例の改正は、それに伴い建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正された事によるものです。この法改正により、本市で行う建築確認の構造や省エネ関連などの審査項目が増加し、事務量が増えること等から、霧島市手数料条例の一部を改正するものです。また、今回の法改正により、限定特定庁の業務範囲の見直しがなされ、従来本市では業務を行っていなかった建築設備の確認申請や完了検査、仮使用や大規模修繕等に係る認定事務が新たに新設されるため、当該事務手数料の項目を新設しています。なお、改正される手数料は、同様の事務を行う鹿児島県、鹿屋市、薩摩川内市と同額になる予定です。次に、施行期日につきましてご説明いたします。改正後の建築基準法等が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることから、本条例の施行期日も同日としております。なお、鹿児島県、鹿屋市、薩摩川内市とも協議を行っており、令和 7 年 4 月 1 日で統一する予定です。最後に、予算措置については、特にございませぬ。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

今回法改正により業務範囲の見直しもされて、従来よりも業務が増えるということですが、ここで担当職員数であったりとかこの検査を行うに当たっての準備であったりとか、施行されるこの期日までに体制がしっかりと整うということで理解してよろしいでしょうか。

○建築指導課長（山田拓也君）

担当職員数については人事のことなのでこちらからは不明ですが、業務量が増えるということで、DXへの取組というのをかなり推進してしまして、従来の事務量を減らして対応することとしています。

○副委員長（宮内 博君）

実際増える業務量というのがどの程度増えるのかということについてちょっと説明をしてもらえませんか。

○建築指導課長（山田拓也君）

増える業務量ということで、国のほうが民間の指定検査機関のほうに業務量がどのぐらい増えるのかという調査を行っていきまして、その調査によると、1.73倍ぐらい業務量が増えると。ということが公表されています。すいません。1.78倍でした。

○副委員長（宮内 博君）

予算措置はされないということで、最後口述で述べているわけですがけれども。そのことについて若干ちょっと説明を加えてもらえませんか。

○建築指導課長（山田拓也君）

今回の改正につきましては手数料が増えるということの改正ですので、歳入に関することとなりますので、歳出のほうは特にないので予算措置というのはありません。

○副委員長（宮内 博君）

当然歳入に関わることであるわけで、こういう表現を使うということになると歳入歳出両方ともですね、予算措置が必要じゃないというふうに私は受け止めたわけです。ですから手数料収入として入るのであれば、歳入では当然入ってくるというようなことで、認識をしなければいけないのかなというふうに思ったんですけど。その辺確認させてください。

○建築指導課建築審査グループ主査（橋内勇樹君）

歳入につきましては、来年度以降の歳入になる予定ですので、一応今年度、現時点につきましては予算措置はないと。なので歳入等のそういった増減は今の手数料のほうで行いますので、来年度以降の手数料条例の改正になりますので、現時点では予算措置は必要ないということになります。

○副委員長（宮内 博君）

それは当たり前のことですよ。だって施行が来年の4月1日からですので現段階で歳入というのは当然入らない。入るとなれば来年の当初予算からこれを得ていくということになるわけですので、だから表現上はこういう表現で閉めるというのはちょっとですね、不十分じゃないかということとは申し上げておきたいと思います。それでもう一つはですね今回1.78倍業務量が増えるということでもありますけれど、DXのほうでその増える分についてはカバーしていくというようなことなんですけれども。本来であれば1.78倍業務量が増えるのであれば、DXでどれぐらい消化をしてですね。それで不足する分は当然人を配置しなきゃいけないというようなことが基本的な考えになるのかなというふうに思うんですが、その辺をどんなふうに推計をしているのかというのをちょっと説明をしてもらえませんか。

○建築指導課建築審査グループ主査（橋内勇樹君）

DX化につきましてはですね現在、長期優良住宅の申請、それから建築基準法の完了検査申請等をDX化を行っておりまして、市民の方々には大変御好評頂いているところです。それから来年度は建築確認のほうも国のほうの電子申請を今のところ使う予定にはしておりますけれども、今補正等についてはですね、建築確認の修正等があった場合にはメール等をEメール等を使ってわざわざ

窓口に来ていただかなくても、修正等ができるような取組等も行っておりますので、そういった部分です、業務量が増えた分についてはカバーできるのかなというふうに考えております。

○副委員長（宮内 博君）

今の答弁からいくとですよ、いわゆる増えた分の0.78倍ですね、この分については実際にはDXのほうで全部カバーできるというようなことで、人的な配置というのは必要ではないという判断のもとにいらっしゃるということによろしいですか。

○建築指導課長（山田拓也君）

建築指導課としては人員要求1名ということで要望はしています。しかしながらその人員が増えるかどうかというのは、市全体の業務量を見ながらということになるので、必ず1人増えるというわけではありません。なので建築指導課としては、今の体制でも今の人数でもできるようにDX化を取り組んでということになります。

○副委員長（宮内 博君）

一応担当課としては、1人増やそうという要請はしているということですね。当然人事権は市長の専権事項ということになりますので、それをどう判断するのかということにかかってくるだろうと思いますけれど。もう一つお尋ねしたいのはですよ、いわゆる床面積による今回の手数料の関係ですね。床面積が小さいほど今回引上げ率が高いわけですよ。それで、それは推し量るに事務的なたかずってというのは、床面積にかかわらず同じような作業をしなければいけないからということが背景にあるのかですね、その辺をちょっと説明してもらえませんか。

○建築指導課建築審査グループ主査（橋内勇樹君）

一応今回の手数料につきましては、鹿児島県のほうで国から示された標準時間数をもとに計算を行っております。委員のおっしゃるとおり、小さいものほど手数料が安いというのはあるんですけども、一応今回の法改正に伴って国から示された標準時間数をもとに、一応鹿児島県のほうで手数料を設定をした上で、ほかの鹿屋市、薩摩川内市、霧島市と同一の金額になるように今回しております。なので床面積に伴って審査項目は一律、同一というよりは国から示された標準時間数をもとに算定をしておりますので、そうですね。はい。国から示された標準時間数をもとに今回手数料を設定しているというふうになります。

○副委員長（宮内 博君）

国から標準時間数が示されていて、それをもとに手数料そのものを試算をしたということですよ。それで実際に30㎡以内のものについては43%の引上げということになって、それで1,000㎡を超えると16.9%の引上げという形でですねなってるものだから、先ほど私冒頭申し上げましたように床面積にかかわらず、かかる手間は一緒なんだというようなことでいわゆる時間数というのがですね、示されていたのかなというふうに思いましたので、先ほどの質問をしているわけなんですけれども、そこをちょっと確認させてください。

○建築指導課建築審査グループ主査（橋内勇樹君）

床面積によってですね当然その審査項目が増える増えないというのはあります。例えば今回の法改正で申し上げますと、省エネ適判というものが新たに追加になります。例えば 30 m²以内の建築物につきましては2階以上、階数が2階以上になるとこの省エネ適判が必要になったりとかするんですけども、構造、それから省エネ適判とは別に構造審査ですね、これにつきましても床面積によって構造審査が必要なもの、それから不要なものっていうのが出てきますけれども。審査項目が一律一緒というよりはですね、建築基準法の中でや、省エネ法の中で必要な審査というのが定められております。それと、そういったことをですね考慮した上で国のほうが時間数を設定しておりますので、委員のほうが申し上げましたその床面積によって標準時間数の設定があるというふうに考えていただいても結構かなというふうに思っております。

○委員（木野田誠君）

この条例改正はですよ我々が幾ら反対しても可決していくと思うんですけども。この条例の資料も非常に多いし新旧対照表も非常に半分以上占めているような資料ですけどもこれを見ても我々あんまりびんどこない。それですね一般市民の方に分かりやすいように説明してもらうのであれば、例えば一戸建ての住宅を建てたら、今後この手数料条例の改正によって手数料はどれぐらい増えますよっていうのは、試算はされているんですか。されているのであれば教えてください。

○建築指導課建築審査グループ主査（橋内勇樹君）

手数料がですねどの程度増えるかっていうものについてはちょっと試算をしておりません。といいますのが歳入のお話で言いますと、住宅の着工件数というのが住宅ローンの関係であったり、社会情勢によってちょっと違うものですから、一律歳入がどのくらい増えるかっていうな計算はしておりませんが。例えば今後ですね、4月以降の手数料につきましては、ホームページや窓口等で、何m²の建築物を造る場合はこれが幾らになりますよという形でですね、周知を図っていきたく思っております。試算のほうは一応しておりません。歳入がいくら増えるっていうのはしてないですね。

○委員（徳田修和君）

増える業務量のほうがDXのほうで賄っていかれるということだったんですけど。この手数料の徴収においては振り込みという形になっていくんですか。窓口徴収になっていくんでしょうか。

○建築指導課建築審査グループ主査（橋内勇樹君）

手数料につきましては今、長期優良それから建築確認等全て含めてなんですけども、現金で頂いております。納入方法につきましては、窓口、もしくは振り込み等で対応できるように今しております。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第95号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたし

ます。

「休 憩 午前 1 1 時 2 8 分」

「再 開 午前 1 1 時 3 0 分」

△ 議案第 110 号 指定管理者の指定について（城山公園）

△ 議案第 111 号 指定管理者の指定について（中央児童公園ほか 18 施設）

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第 110 号指定管理者の指定について（城山公園）及び議案第 111 号指定管理者の指定について（中央児童公園ほか 18 施設）を審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

議案第 110 号及び第 111 号指定管理者の指定についてご説明いたします。本案は、城山公園及び中央児童公園ほか 18 施設の指定管理者をそれぞれ指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。本年 5 月 27 日から 6 月 28 日までの間、指定管理者を公募し、それぞれ応募のあった 1 団体について、霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その報告内容を総合的に判断し、城山公園については公益社団法人霧島市シルバー人材センター、中央児童公園ほか 18 施設については一般財団法人霧島市施設管理公社をそれぞれ指定管理者に選定し、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで 5 年間管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、建設施設管理課長がご説明いたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

まず、議案第 110 号指定管理者の指定について、詳細を説明いたします。現在、公益社団法人霧島市シルバー人材センターを指定管理者としている城山公園について、令和 7 年 3 月 31 日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、公益社団法人霧島市シルバー人材センター 1 団体から応募があり、公益社団法人霧島市シルバー人材センターが指定管理候補者として選定されました。これに基づき公益社団法人霧島市シルバー人材センターを、令和 7 年度から 5 年間、指定管理者として指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料 1、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。2 ページの募集要項の 4 をご覧ください。指定管理者が行う業務として、（1）公園の維持管理に関する業務（2）公園の利用の禁止及び制限に関する業務（3）有料公園施設の利用の許可等に関する業務（4）公園の使用料の収受に関する業務（5）前各号に掲げるもののほか、市長が公園管理上必要と認める業務（6）災害発生時もしくは発生する恐れがある場合において、市の要請により最優先的に避難所や災害

対応拠点等として使用する際の協力その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、3ページの募集要項の6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は、利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第7号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払います。次に7ページ、募集要項の14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の審査基準と配点に沿って審査し、申請者のうち第一位とした委員数が最も多いものについて、指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。募集要項14の(2)審査基準と配点をご覧ください。審査基準と配点の選定項目は、1点目が事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであるかで配点30点、2点目が事業計画書の内容が、管理にかかる経費の縮減が図られるものであるかで配点20点、3点目が事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているかで配点30点、4点目がその他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項で配点20点となっており、選定委員会において、それぞれの審査内容毎に審査、評価を行います。選定委員会の審査後は、指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。また、選定委員会の審査後は、指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。次に、資料2令和6年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)に沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員構成について報告書2ページをご覧ください。内部委員が新町副市長、内副市長、小倉総務部長、藤崎企画部長、石神市民環境部長、寶徳農林水産部長、小松商工観光部長、西元建設部長、外部委員が尾堂守氏、梶井成孝氏、児玉昇氏、池田まゆみ氏の計12人となっています。次に3ページ目、4審議経過について説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、現地視察を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について、不明な点や詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に5審査方法について説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた審査基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。次に、審査に当たっては、資料5の指定管理候補者選定審査表を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず、標準を配点の6割を得点とする評価Cとし、提案内容が標準であるCより優れている場合は、満点の評価A又は配点の8割を得点とする評価Bを付け、また、標準であるCより不十分である場合は

配点の4割を得点とする評価D、又は配点の2割を得点とする評価Eを付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとするFで評価しています。こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書7ページをご覧ください。評点については、900点満点中673点という結果になり、7割を超える得点を得ています。主な選定意見としては、・年間を通じた様々なイベントを企画している点の評価する。また、季節に応じた企画や、幸福の鐘、ラブチェアーの設置、桜、あじさい、モミジの植樹、藤棚の増設等、施設の魅力向上にかかる取組を評価する。・第2駐車場から山頂の公園の間でミニS Lバスの運行を計画するなど、利便性の向上につながる提案を評価する。・園内の樹木剪定で発生した枝葉を利用した緑のリサイクル事業等SDGsの取組みを評価する。・省エネモデル住宅を利用したオープンカフェ営業の提案について、集客効果が期待できる。などといった意見が出されました。次に、議案第111号 指定管理者の指定について、詳細を説明いたします。現在、一般財団法人霧島市施設管理公社を指定管理者としている中央児童公園ほか18施設について、令和7年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、一般財団法人霧島市施設管理公社1団体から応募があり、一般財団法人霧島市施設管理公社が指定管理候補者として選定されました。これに基づき一般財団法人霧島市施設管理公社を、令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項の4をご覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)公園の維持管理に関する業務(2)公園の利用の禁止及び制限に関する業務(3)公園の使用料の収受に関する業務(4)前各号に掲げるもののほか、市長が公園管理上必要と認める業務(5)湊地区コミュニティ広場については、災害発生時もしくは発生する恐れがある場合において、市の要請により最優先的に避難所や災害対応拠点等として使用する際の協力その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、4ページの募集要項の6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第7号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払います。次に7ページ、募集要項の14の選定方法については、議案第110号の城山公園と同じです。次に、資料2 令和6年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)に沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員構成について報告書2ページをご覧ください。内部委員が新町副市長、小倉総務部長、藤崎企画部長、石神市民環境部長、寶徳農林水産部長、小松商工観光部長、西元建設部長、外部委員が尾堂守氏、梶井成孝氏、児玉昇氏、池田まゆみ氏の計11人となっています。なお、内副市長は申請団体の役員であるため、委員からは外れています。次に3ページ目、4審議経過について説明いたします。議案第110号の城山公園と同様に選

定委員会を3回開催し、指定管理候補者を選定しました。各委員が評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。5審査方法についても城山公園と同様に、あらかじめ定めた審査基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書7ページをご覧ください。評点については、800点満点中574点という結果になり、7割を超える得点を得ています。主な選定意見としては、・公園内の清掃や芝刈り等、環境美化に努める点を評価する。・公共施設を安全かつ適正に管理するため、行政と連携する点を評価する。・土日祝日を来園者が自由に利用できる開放日としており、広く市民が利用できるための取組を評価する。・公園内に設置している看板の更新を行い、利便性向上の取組を行う点を評価する。・様々な資格・免許を有する者がおり、その技術力と豊富な経験が活用され、危険個所の改善に迅速に対応できる点を評価する。などといった意見が出されました。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず議案第110号指定管理者の指定について（城山公園）への質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

まずですね、これ継続でこの指定管理ということになると思いますけれども、今まで問題が起きたこと、指定管理をしていただいている間であったことがあればお示してください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今現在シルバー人材センターのほうで城山公園を管理していただいておりますが、特に問題等があったことはございません。

○委員（松下太葵君）

利用料金の収入とありますが、これどういう内訳というか一番多いのはこれが収入だというのが分かれば教えてください。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

城山公園に関しましては、利用料が有料施設がございますので発生いたします。その中で最も利用料金が多いのがですねゴーカートになります。令和5年度の実績でいきますと1,440万ほど。その次が観覧車で765万ほどという形が多いものであります。

○委員（徳田修和君）

先ほど、ちょっと国民休養地のほう見せていただいて、それが10年更新になっておりました。その理由がいろいろと事業者のほうで投資をするからということの現地説明を受けたんですけども。今回城山公園のほうもミニSLバスの導入、これはキャッシュレス決済までできるようなシステムを組んだものを入れる予定であったり、外国人向けの看板、観光地案内所の設置等いろいろ投資も

考えられてるような提案をされてますけども、指定管理期間5年というところの延長というところは何か議論はなかったのでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

城山公園に関してはそのような議論はありませんでした。

○副委員長（宮内 博君）

一応、市のほうで示したその基準価格というのがありますよね。3ページのところに2,307万3,000円ということを示されておりますけれども、今後どういうふうに運営していくのかということでの収支試算書というのが29ページのところに示されているんですけども、先ほど徳田委員のほうからありましたように新しくミニSLなどを導入するというような計画を持って今後運営をしていくということになっているわけですけども、収支計画そのものを見ても利用料収入は5年間変わらず2,400万円という計画が示されておまして、指定管理料も2,307万3,000円というのが5年間固定をするという形になっているんですけども、新しくそういう集客につながるようなものを開始をするというようなことなどはこの中には示さなくてもいいというようなことになっているのでしょうか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

委員のほうから御質問のありましたミニSLにつきましてはシルバー人材センターのほうでサービスを提供しようということを考えていらっしゃるみたいで、一応リース契約をされようというふうなことを考えてございます。利用者については無料で利用できるという形をとっておりますのでそこについては収入としては見ていないという形になります。

○副委員長（宮内 博君）

30ページのところにですね、人件費の関係が示されているんですけど、これも恐らく5年間固定なのかなというような形ではありますが、他の指定管理のところを見ても年度ごとにですね、改定をするというような形で計画がなされている部分もあるんですけども。当然今それこそ30年間給料上がってないというところ、どう見直すかとかですね、あるいは103万円の壁の問題とかですね、様々あるわけですが、その辺のことっていうのはこれらの計画の中に示されていないように見てとることができるんですけど、これは計画ですのであくまで、ただ時代背景によって少々変更することはありうるということになるんですけども、その辺の柔軟性というのはどの程度あるのでしょうか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

人件費につきましてはシルバー人材センターのほうの雇用という形になるようです。ですので現時点での人件費の体系という形で想定をしているようでございまして、必要があればシルバー人材センターのほうで賃金の上昇というのは考えていかれるというようなところを聴いております。

○副委員長（宮内 博君）

当然そういうシルバーのほうで受けてですね、積算をしているということになるわけですけども。

いわゆる基準額というのがあるじゃないですか、先ほど言いましたように。2,307万3,000円ですか。基準額あるじゃないですか。これは私が申し上げたのはいわゆる固定的に見るのか、それともその一定のそういう社会情勢の反映などを見てですね、柔軟性のあるものなのかというその基本のところを聴いているわけです。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

指定管理者のほうに示しております。基準価格2,307万3,000円につきましては、これ5年間固定という形でこちらのほうで見ております。あとはその中で5年間やりくりをしてくださいねということ考えているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

固定で考えているということであれば今おっしゃったようにシルバーのほうが、どういう人的な配置をしてですね、人件費を抑えるかとかですね。というようなことで工夫をするということに委ねられているということなんですけれど。それが市民サービスの低下につながるようなことがあってはならないというふうに思うものですから、その辺を執行部としてですね指定管理をお願いをするに当たって、どんな対応をしようというふうに考えているのかの基本的なところを教えてください。

○建設部長（西元 剛君）

今グループ長のほうが言いましたようにまずは5年間で固定で一応人件費は見ているんですけども経費はですね。その中で物価高騰もしくは人件費の高騰でサービスが低下するような形になった場合には、また契約の中でですねその金額自体を見直して、補正予算でも一応また提示していく計画ではおります。

○副委員長（宮内 博君）

今のお話では提案の段階で固定なんだけれども、柔軟に、時と場合によって、柔軟に対応できるような考え方で対応するという準備はしているという理解でよろしいですか。

○建設部長（西元 剛君）

委員のおっしゃるとおり、どうしてもサービス低下につながることも懸念されますので、そのような柔軟な対応をとっていきたいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

この城山公園は前ほかの業者さんが指定管理されとって、南田さんが副市長からシルバーのほうに行かれるときに確かこの城山公園とられていたという経緯があったというふうに覚えてますけれども。今企業努力をされてそれだけなんていうんですかミニバスですか、そういうのを走らせるということになるということなんです。それだけ利益が出ているからできるわけですね。この場合はほかの公園と違って、今聴いても金額的にもそこそこの、あの展望台で忘年会みたいなこともされたりとかですよ。いろいろ企業努力されてますよね。ですから、恐らくこうしてシルバーのほうで、何ていうんですかミニバスも買って出せるっちゃうことは、それだけ利益が出てまたお客さんを呼ぼうということだろうと思うんだよね。そんなに心配する必要ないのかなというふうに思い

ます。そこはどうお考えですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

はい、おっしゃいますように城山公園は多分、相当利用客も多くて収益のほうも上がってきているところだと思います。その中で、先ほど言ったそういうところにつきましては、シルバー人材センターの努力で、特にやはり休日とか下の駐車場に停められた方がやはり、そこでまた集客をするためにされますので、特に集客になるとと思いますので努力されてるところだと思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 110 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 58 分」

「再 開 午後 1 時 00 分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第 111 号指定管理者の指定について（中央児童公園ほか 18 施設）への質疑はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

資料の 37 ページのところですね、基準価格が 2,748 万 1,000 円ということで書いてあるわけです。それではここは使用料収入は全然入ら入らないということなわけで、施設数も多いわけですからかなり人数をかけてですね、やる必要があるのかなと思いますが、全体としては作業員が 4 名で清掃員、それから施設点検員それぞれ 1 名ずつと 6 名でまわしているということになるんですけど、何か不具合が生じたときには、特にそこに集中してというようなことにはなるんでしょうけど、どんなローテーションで施設管理をやっているのかですね。その辺ちょっと説明してもらっていいですか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理グループ長（落水田剛君）

国分の都市公園ということでまとめてございますけれども、この国分地区の都市公園は大体面積は非常に大きくございまして、大型の芝刈機とか隼人等ほかの地区の公園からするとかなり効率よく作業ができる形になっております。ですのでより大型の乗用機械を使って作業するものですから限られた人数で効率的に作業ができるということで。大体この 6 名のうち 5 名が作業、一般的に芝刈りとかですね、公園の管理をされる班。1 名がトイレ等の掃除等をされる方というような形で手分けしてらっしゃるようでございます。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第 111 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1 時 0 1 分」

「再 開 午後 1 時 0 2 分」

△ 議案第128号 市道路線の認定について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第 128 号市道路線の認定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

議案第 128 号市道路線の認定について、概要をご説明いたします。現在、生活道路として利用されている里道 7 路線、宅地開発により整備され寄附を受けた道路 27 路線の合計 34 路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。詳細については、建設施設管理課長がご説明いたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

議案第 128 号市道路線の認定について、詳細をご説明いたします。始めに、市道認定をしようとする路線のうち、生活道路として利用されている里道を市道として認定する 7 路線について、ご説明いたします。宇都良 3 号線は、国分郡田の宇都良公民館の北側に位置する延長 240m の道路です。重久 9 号線・10 号線は、国分重久の青葉小学校北側に位置する道路で、重久 9 号線が延長 130m、重久 10 号線が延長 120m です。三郷 3 号線・4 号線は、国分清水地区の集落内道路で、各延長は三郷 3 号線が 470m、三郷 4 号線が 180m です。新町 3 号線は、県道国分霧島線から清水地区コミュニティ広場へ向かう道路で、延長 220m です。新町 6 号線は、国分新町地区の集落内道路で、延長は 330m です。次に、宅地開発により整備され、寄附を受けた道路 27 路線について、ご説明いたします。止上 5 号線外 26 路線は、国分地区で行われた開発行為により整備され、既に寄附を受けた通り抜けもしくは循環が可能な道路で、総延長は約 3,000m となります。以上で、議案第 128 号の説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今先ほど見に行ったわけですがけれども、県道国分霧島線から清水地区コミュニティー広場へ向かう道路ですね。一方の田んぼのほうに水が入るところに土のう袋みたいのが並べてありましたけど、道路改良するときに一遍に済ましてしまえば、無駄なお金をかけなくて済むわけですが、あれは何でそんな知恵が回らなかったのかどうかそこはどうなのでしょう。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

先ほど、見ていただきました路線なんですけど、道路改良とか入り口のところをするときには、やはりその田んぼの方、田んぼの方の乗り入れ部分もあったもんですから、そこでやっぱり最初のところにしてしまうと、水の流れもちょっと分からなくて現状のところのそこをしたところでのような水になって入っているかちょっと分からなかったもんですから、そのところはちょっとしておりません。その後にはちょっとやはりちょっと道路からの水というのが出てくるという話がありまして、現在ちょっと土のうをおきまして、本当ならちょっとアスカーブでもしてしたかったんですけど、ちょっと乗り入れ部がありますので、そこをちょっとまた持ち主の方とまた話をしながら一番いい方向でやっていきたいと思えます。

○委員（下深迫孝二君）

田んぼの乗り入れ、降りるところはですよ、ちょっと生コンでしてあげればそれで十分いいわけですよ。ですからもう少し技術者の人たちが見てちゃんと道路も勾配もとったりしていращやるんでしょうから、やっぱり後でまたしなきゃいけないというのは二重に税金を無駄遣いするようなことになりますからねちょっと最初にきちっとやっていただくように要望しておきます。

○副委員長（宮内 博君）

今回 34 路線ということですね、本会議でも質疑があったんですけども、地方交付税 413 万円ぐらいが見込まれるということであったんですが、以前議論をしたときに 82 路線、約 20 km ということが想定をされるということであったんですけど、既に今年の 6 月議会ですね 15 路線認定したいということで提案があって、今回 34 路線ということでありましてですね。49 路線を今回、これが認定されると市道に認定をするということになるんですが、本件質疑のやりとりの中でまだあと 53 路線ぐらいあるだろうということで、計画的にこれを判断をしていくということを示されているんですけど、当初議論をしていた 82 路線よりも増えることに結果的になっているということなんですけれども、実際に全体路線でどんなふうですね、なっているかということについてちょっと御説明を頂いて、いわゆる里道路線が何路線、開発路線が何路線というふうになっているかですね。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在、この間の質疑のときに報告しました、里道自体が 53 路線残ります。これをまた計画的にやっっていこうという話です。あと開発道路につきましては、現在のところはまたそれぞれ出てきたりとかしますし、新しく出てきたところとかありますのでちょっと数のほうは把握できておりません。

○副委員長（宮内 博君）

当初議論してきたのは82路線というのは、今の答弁聴いて理解したんですけど、それは里道みの路線が82路線だと。ということですよ。それで開発によってということでの、これから先どれくらいかっていうのはまだ分からないということだったんですけども、それは順次、対象路線になりうるものではないのかどうかというのを、今も継続して調査をしているという理解でいいんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

当初の82路線ってというのは、もちろん耕地課から上がってきました里道を含めまして81路線です。その中から行いました、6月と今回の認定した分でさきほど言った53路線になります。そのほかのは全く開発道路は別としまして、開発道路というのは今また現在調査をしたりとか新規出てくるのがありますので、それはまた里道とは別に、認定をしていきたいと思えます。（調査しているのかとの声あり）

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在調査しております。

○委員（木野田誠君）

なければですね、ちょっと外れますけど。私は農道のことをいつも言っているんですけど。農道の市道認定はもう3年以上ないんですけども、どういうふうを考えてらっしゃるかお示してください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

前の時もちょっとお話をしたと思うんですけど、まず最初に里道から生活道路として、やはり、たくさん家が張りついたりしている里道からまず、里道から主にあるところをまず認定していきたいと思えますので、そちらが終わってからなると思えます。

○建設部長（西元 剛君）

里道と開発道路はもちろん今から認定していくんですけども、農道の中でも生活道路として公共性があるものについては、里道と開発道路以外で農道の中でもそういうような路線につきましては、重要性があるものにつきましては、新たにまた認定はしていきたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

今、部長の答弁でありましたように、重要な農道も結構あるわけですから、もう市道といってもいいぐらいの道路もあるわけですからその辺はぜひ急いでいただきたいと思えます。

○副委員長（宮内 博君）

129 ページの三郷3号線、それから4号線ですね。これは里道からの認定でしたかね。開発による認定でしたかね。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

里道からの認定であります。

○副委員長（宮内 博君）

現地、今日、走らせていただいてですね、見させていただいたんですけど。いわゆる市が要綱

として持っている市道路認定基準要綱ですね。これに厳格にこの当てはまるものなのかどうなのかという点では、かなり柔軟に対応してるのかなというふうに思ったんですけど。その辺確認させてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

もちろん要綱に対する条件については、対応しております。

○副委員長（宮内 博君）

再度要件について御説明いただいてよろしいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

市で認定する道路における要件。まず1番目に原則道路の幅員は原則して4m以上とする。2番目道路の交差箇所は車両等の通行に支障のない隅切りがあること。3番道路の縦断勾配は原則として9%以下であること。ただし地形上やむを得ないものについては12%以下とする。4番道路側溝はコンクリート三面張り、またはこれに準ずるものであること。5番道路路面には舗装されフリク等はないこと。6番道路と隣接地の境界が明確であること。7番道路占用物件その他施設及び工作物は道路交通に支障がないことの七つになります。

○副委員長（宮内 博君）

そういうことになっているんですけど、あそこはそれこそ集落内の日常生活に欠かせない道路ということですね、割と勾配もあるところだったのではないのかなというふうに思うんですけども。市民がやはり日常的に利用している頻度の高いところというところについては、従来、田んぼだったり畑だったりというところを通っていた道路であっても、きちんと市道にタッチしているのかどうか、県道などについている道路なのかどうかですね、そういうところさえきちんとしていれば、少々の柔軟な対応ができていいのかというのをあそこを見てそう思ったもんですからですね。そうとらえたんですけども、その辺は先ほどの答弁では、課長の答弁では、厳格にやってるという話だったんですけども、再度確認させてください。

○建設部長（西元 剛君）

委員が言われるようにちょっとあれなんですけど、公共性、先ほど言うように公共性の非常に高い道路、言えば生活道路として重要な道路というのがまず前提でございますので、ここはあくまでもその中で道路構造上そういう基準を設けているということですので、現地によってはそこら辺を認めるような形で市道認定していくという形になるかと思えます。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第128号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時16分」

「再 開 午後 1時19分」

△ 議案第103号 霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正 について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に農林水産部の審査を行います。まず議案第103号霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

議案第103号霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。本案は、適正な漁港管理のため、新たな使用料等を徴収しようとする等に伴い、所要の改正をしようとするものです。なお、関連して漁港管理の指定管理者の指定については、議案123号で説明します。詳細については、林務水産課長が説明しますので、よろしくご審査下さるようお願いします。

○林務水産課長（今吉秀志君）

議案第103号 霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案は、41ページから48ページとなります。新旧対照表は、47ページから57ページとなります。本条例の一部改正の経緯としまして、国は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）を令和6年4月1日に施行し、漁港漁場整備法が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正されたことを踏まえ、市が管理する国分漁港及び永浜漁港の活用促進に向けた検討を進めてまいりました。今回の改正では、検討の結果、適正な漁港管理を維持するため、本条例の全体的な見直しを行い、船揚場に要する使用料を削除し、防波堤等の外郭施設や係留施設、野積場等の漁港施設用地の使用料や占用料、漁港区域内の水域で土砂を採取する場合の土砂採取料や公共空地を占用する場合の占用料を追加しています。それでは、改正内容について、新旧対照表に沿って説明します。47ページをお開きください。まず、題名を霧島市漁港管理条例に改めています。第1条は、法律名の変更を反映するとともに、市が管理する漁港名を明記するものです。第3条は、漁港の管理を指定管理者に行わせる場合、第5条で定める占用の許可等について、漁港施設に定着する工作物の新築、改築、増築又は除去の許可に関することは、指定管理者ではなく、市長の許可を必要とするものです。第5条は、占用の期間を1週間から1月に、また、工作物の設置を目的とする占用の場合は、1年から3年に変更しております。第6条は、漁港施設を利用する者に対して使用料を徴収するものですが、これに占用料を追加することにより、使用料

を使用料等に変更するものです。49 ページの改正前（右側）の別表（第 6 条関係）をご覧ください。従来、使用料については、船揚場を利用した使用料金を設けていましたが、これを取りやめ、改正後（左側）の別表第 1（第 6 条関係）のとおり、漁港の 1 外郭施設及び係留施設については、漁船に係るものと漁船以外の船舶に係るもので区分し、50 ページ 2 野積場、漁具干場及び漁港施設用地については、漁業に係るものやそれ以外で区分し、使用日数や使用期間に応じて使用料を定めることに変更しました。51 ページをご覧ください。漁港の占用料として、1 漁港施設用地、及び 52 ページ 2 外郭施設及び係留施設において、工作物を設置しない場合、または設置する場合、それと 3 輸送施設で、それぞれ用途に応じて占用料を定めています。48 ページにお戻りください。第 6 条の 3 に土砂採取料等を新設し、漁港区域内の水域における土砂等の採取、若しくは公共空地の占用に対して、土砂採取料や占用料を設けました。53 ページ下段の別表第 2（第 6 条の 3 関係）をご覧ください。1 土砂採取料は砂、砂利、それから 54 ページに続きまして、かき込砂利、ぐり石、石材は 1 立方メートル単位で金額を定めており、転石については、1 個当たりの単価を定めております。また、2 占用料については、表のとおり電気、通信、ガス、水道施設用地から 56 ページの水域まで、区分に応じて金額を定めております。48 ページにお戻りください。第 13 条の 2 で権利の移転の制限を設け、この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡、担保に供し、又は転貸することはできないことを追加しました。このことにより、船舶係留に際しての管理状況がより把握できると考えております。第 14 条の監督処分について、第 1 項中若しくは承認を取り消し、同項第 1 号に第 13 条の 2（権利の移転の制限）の規定を追加しました。第 16 条（損害賠償）では、漁港施設の滅失について、故意によりを削除し、49 ページ、第 18 条（罰則）では、第 1 号中に第 13 条の 2 を追加し、第 19 条では、使用料を使用料等に改めました。また、附則の経過措置 2 項第 6 条第 1 項に定める使用料は、当分の間、これを徴収しないを削除しました。最後に、今回、本条例の一部改正にあたっては、全般的な漁港の管理に関する内容やそれに伴う使用料、占用料及び土砂採取料等について、鹿児島県漁港管理条例を参考にしております。ただし、県の条例では、総トン数 20 t 未満の船舶について係留代は無料としていますが、市の条例案では、そのような規定は設けておりません。以上で、漁港に関する条例の一部改正について説明を終わります。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

新旧対照表の 49 ページのところであまりと説明をしてほしいというふうに思いますけれど。従来の使用料等によりますとですね大変分かりやすいわけですが、これがこの左の新しい料金に改定をした場合の比較というのは非常に分かりにくいわけですが、例えば今の改定前の部分で 1 t 未満とか 1 t 以上 2 t 未満とかありますよね表が、それが 4,400 円。普通台車の場合が 4,400 円というふうに記載があるんですけど。それを新しい条例に適用した場合にここで t 当たり 2 円 28 銭とか 68 円 38 銭とかいうふうに記載がありますけれど。いわゆる右の表と比較できるような形で

した場合にはどんなふうになるのかですね、ちょっと説明をしてもらってよろしいですか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

漁船の場合ですと1 t でいきますと68円。3 t になりますと205円。5 t になりますと341円の徴収という形になります。漁船以外では年間1 t で1,898円、3 t で5,694円。5 t で9,490円になります。

○副委員長（宮内 博君）

実際に料金の改定の前提となっている47ページの使用料の部分ですけれど、ここで使用料を徴収できるのは、甲種漁港施設というふうに書いてありますね。これは甲種漁港施設というのは県営の漁港において県が管理する漁港施設ということの位置づけがあるはずなんですけれど。それを今回市の管理する漁港にまで広げるとということだろうというふうに思いますけれど。その理解でよいのかどうかですねその確認をまずさせてください。

○林務水産課長（今吉秀志君）

今、委員がおっしゃるとおりの取扱いで大丈夫だと思います。

○副委員長（宮内 博君）

そのことによって今回永浜漁港、それから国分漁港ですね、この2か所が対象になるということになるかと思えますけれど。そのほかに該当する漁港というふうに位置づけられているものについては県が管理する漁港になっているんですよとこういうとらえ方でよろしいんですか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

その形でよろしいんですが、県のほうは港湾施設という形になりますので、港湾のほうの取扱いで定められているというところになります。

○副委員長（宮内 博君）

それで先ほどの説明資料の末尾のところですねあるところがちょっと気にかかるんですけれども。県の条例では総トン数20 t 未満の船舶については係留代、これを無料にしているということですよ。それで県はそういう対応しているけれども、市のほうとしてはちゃんと係留料という形で徴収をしますよということだろうというふうに思いますけれども。実際今その市の管理する係留施設にとめてある漁船ですね、それがいかほどなのかですね。そして今回この条例を設けることによって県のほうは無料だからということで、県のほうの係留施設に移るというそういう可能性等についてはどんなふうに考えているんですか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

まず、県のほうに移るということはもう、係留施設が満杯でございます。不法係留が横行している部分もありますので、そこに県のほうに移るということはないかと思えます。もう1点のほうが入入についてですが、国分漁港に関する船舶の年間使用料で大体11万7,000円ほど入る形になるかと思えます。永浜のほうもあるんですが永浜のほうにおいてはまた来年度まで工事が続きますので来年度はまだ係留代は徴収しない方向になるだろうというふうに考えているところでございます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

県は係留料を取っていないくて、市の管理、市が今まで管理していたやつはなぜ係留料とるようになったか。これは漁港と十分に協議をしまして、結局その係留をしていることによってその場所がですね、売買対象になっている実情があります。要は場所代という形で、ここだったら例えば数十万とか、そういう売買を全然把握できてない状況がございました。したがってきちっと係留されている方から係留料をとって、その不法売買といいますか、我々が関知できない売買についてもですね、きちっと見える化しようという意図もございますので、この辺については十分漁港と検討を始めまして今回取ることといたしました。

○副委員長（宮内 博君）

今おっしゃる事例というのは、何も、今回の市の管理する漁港に限定したものではないのではないのかなというふうには思うんですけど。県のほうの施設利用料については無料なんだけれども、しかしその権利は新しく誰かゆずるといような形で発生したときにですね、今部長おっしゃったようなことというのもありうる話なのかなというふうなお話を聴いて感じたところなんですけれど。結果今回条例をつくることによってですね、今おっしゃったような狙い。いわゆる第13条の2に明記している権利移転の制限というですね、そこのところをひいたというところなのかなというふうには思うんですけど。現にこの対象となる施設等についての料金収入と先ほどありましたように国分漁港については11万7,000円ほどということなんですけれど。これが国分で何隻分、永浜で何隻分ぐらいのものが対象になるのかというのが1点。もう一つはなりわいとして漁業をやってらっしゃる方たちがいらっしゃいますよね。その方たちのいわゆる生活権というか、そこをどのように保障するのかという点についてはどのぐらいの議論がなされているのかですね、そこをちょっとお聴かせください。

○林務水産課長（今吉秀志君）

漁港利用の実績につきましては、国分漁港のほうは漁船が20隻、漁船以外で36隻。永浜のほうで漁船が8隻、漁船以外が10隻であります。当然、漁業の方が負担が重くなってはいけないということで、漁港の県の条例の漁港の漁業者が安くなるほうで設定をして、それを漁業組合の理事の方々にも説明をして了解を得たところでございます。また今後につきましても、漁業者の方には文書なり会報なりでまた伝えていくという形で対応していきたいというふうに思っております。

○副委員長（宮内 博君）

具体的な金額、いわゆる軽減措置ですね。具体的にお示しすることができますか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

漁船でいきますと大体5tとした場合341円になります。先ほどお伝えしたとおりなんですけど。プレジャーボートですと9,490円という形でかなりの差がございまして。ここは港湾はこの金額にプレジャーボートと漁船は一緒になるかと思えます。

○副委員長（宮内 博君）

これは月額ということで、年額ですか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

年額になります。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 103 号についての質疑を終わります。

△ 議案第123号 指定管理者の指定について（国分漁港、永浜漁港）

○委員長（前田幸一君）

次に議案第 123 号指定管理者の指定について（国分漁港、永浜漁港）を審査します。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

議案第 123 号 指定管理者の指定についてご説明いたします。本案は、国分漁港及び永浜漁港の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。指定管理の方法は、錦江漁業協同組合に直接指定し、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで 3 年間、指定管理者を指定しようとするものです。詳細については、林務水産課長が説明しますので、よろしくご審査下さるようお願いいたします。

○林務水産課長（今吉秀志君）

議案第 123 号指定管理者の指定について説明します。議案の 116 ページをお開きください。現在、本市で管理している国分漁港と永浜漁港については、錦江漁業協同組合と連携して管理を行っておりますが、今回、漁港の活用促進を図るため、錦江漁業協同組合を指定管理者として指定するものです。指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間です。117 ページをお開きください。1 各施設の概要について国分漁港の概要ですが、国分敷根に位置し、昭和 62 年 7 月 21 日に漁港の指定を受けました。漁港の種類・規模としては、防波堤 321m、護岸 382m、導流堤 m、突堤 43m、船揚場 15m、物揚場 85m、泊地 8,450 m²、航路 7,820 m²です。設置目的は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図ることとし、漁港の利用実績としては、漁船 20 隻、漁船以外 36 隻です。（令和 5 年度の漁港の港勢調査より）続いて、永浜漁港の概要ですが、隼人町小浜に位置し、昭和 28 年 3 月 5 日に漁港の指定を受けました。漁港の種類・規模としては、防波堤 204.5m、護岸 370m、防砂堤 54m、船揚場 49m と物揚場 50m は整備中で、泊地 3,383 m² です。設置目的は、国分漁港と同様に漁港の利用実績としては、漁船 8 隻、漁船以外 10 隻です。次に、2 指定管理者の概要について、名称は錦江漁業協同組合、代表者は代表理事組合長 岩元良

祐、所在地は隼人町真孝 1041 番地です。また、設立年月日は昭和 49 年 4 月 5 日、出資金は 2,056 万 2,000 円、従業員数は 12 人、正組合員数は 43 人です。主な事業内容は、水産資源の管理及び水産動植物の増殖、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導等になります。最後に 118 ページ 3 指定管理の方法等について当該漁港は、錦江漁業協同組合に所属する地域で水産業を営む漁業者が主な利用者であり、錦江漁業協同組合が管理運営を行うことで、漁港施設の機能を最大限発揮できることから、直接指定しようとするものです。以上で、説明を終わります。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

今まで連携して管理を行ってきたということで今回指定管理として指定するものということですが、具体的に今回指定管理をすることで何を狙いとしているのか、指定管理期間を 3 年、直接指定にもかかわらず 3 年としたここら辺の根拠等をお示しいただければ。

○林務水産課長（今吉秀志君）

まず 3 年にした理由ですが、まだどういう形でできるかっていうのが最初でしたので、うまくいかないところもあるだろうということで、まずは 3 年で様子を見るといいますか、そういう形で結んだところでございます。もう一つは、当然係留されてる方々が全て漁港のほうでも、漁協のほうでも把握ができていない部分があるという話を聴いておりましたので、それによって県の港湾のほうでは、船が沈んでしまっただけを引揚げするのに、利用者と連絡がとれないと、隼人新港のほうには、もう一艇沈んだままの状態になっているものもあるということで、そういうものを含めると早急に利用者の係留をしてる方の連絡先が分かって当然そういうことも即座に対応ができるというようなことで、あくまでとにかく、利用者の方々の連絡先そういうのを把握していくのがまずは大事な事かなというふうに思っておりますので、そこをまずはやっていただくというふうに。それでその後について、また今度は新たな何かそこで独自事業はできないかということや、運用内のものを考えていただければというふうに思っているところでございます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

実際今までも国分漁港でウィンチを使って揚げてペンキを塗ったりしていますよね。そこもきちっと明確化した上でですね管理をしていただきたいという目的もありました。

○委員（下深迫孝二君）

今漁船とかボートが沈んでいた場合、恐らく船の出入りに支障があるんじゃないかというふうに思うんですが。その費用についてはどこの負担で引上げ等されているんでしょうか。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

まず、船が沈んでいたりしますと錦江漁協のほうでオイルフェンスとか、そういうのがあったりとか、まず油を拡散させない方法をとって、実際の船を引揚げないといけないという事態が起こりますので所有者と連絡を取り合っただけでその負担っていうのは所有者のほうになってきます。

○委員（下深迫孝二君）

例えば沈んだ船の所有者っていうのは後で分かるわけですか。車みたいにナンバープレートでもついていれば調べようもあるんでしょうけども。そこら辺はどのようになっているんですか。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

通常組合員であれば、錦江漁港のほうも把握できたりするんですけども。今おっしゃったように把握できない方もあつたりするので。地区の理事とかそういう方に聴いたりとか、調べてまずは所有者のほうを見つけるように努めております。

○委員長（前田幸一君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時49分」

「再 開 午後 1時52分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副委員長（宮内 博君）

当然国分の漁港に36隻、それから永浜漁港に10隻、漁船以外のですね船がとまっている、係留しているということであります。全て所有者が明確になってはいないと思いますので、それをどういうふうに追跡をしてですね、今後、きちんと条例に基づく使用料をですね、払うことができるような形にするのかについてですねお答えを頂ければと思います。

○林務水産課長（今吉秀志君）

委員のおっしゃるとおり国分のほうで把握できていない船が、所有者が分からない船がございますので、そこにつきましては漁協の方々、それからこちらのほうで舟のほうに張り紙、そういうのを踏まえた上で引き続き調査を進めて徴収していくという形に、係留料をですね、徴収していくという形にしていきたいというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

今の件ですけどね。漁協のほうに立札を立てられて、今回からはこうして、要するに届出をして有料になると。申し入れるようにということをされれば、皆さん今まで無償でとめていた人もきちんと届けをされるんじゃないかという気がするので、そこら辺もちょっと検討してみられたらどうでしょう。

○林務水産課長（今吉秀志君）

国分漁港の入り口のところに掲示板がございます。そちらのほうに張り紙を出してそのような周知を図りたいというふうに思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 123 号についての質疑を終わります。

△ 議案第109号 指定管理者の指定について（霧島市国分営農研修センター）

○委員長（前田幸一君）

次に議案第 109 号指定管理者の指定について（霧島市国分営農研修センター）を審査します。
執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

議案第 109 号指定管理者の指定について、ご説明いたします。本案は、国分営農研修センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。本年 5 月 27 日から 6 月 28 日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった 1 団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査しました。その報告内容を総合的に判断し、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで 5 年間、指定管理者を指定しようとするものです。詳細については、農政畜産課長が説明しますので、よろしくご審査下さるようお願いいたします。

○農政畜産課長（有村 浩君）

議案第 109 号指定管理者の指定について説明します。議案は 64 ページから 66 ページになります。現在、一般財団法人 霧島市施設管理公社を指定管理者としている国分営農研修センターについて、令和 7 年 3 月 31 日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、一般財団法人 霧島市施設管理公社の 1 団体から応募があり、当該公社が指定管理候補者として選定されました。これに基づき、当該公社を令和 7 年度から 5 年間、指定管理者として指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料（別冊）に基づき説明いたします。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3 ページの募集要項の 4 をご覧ください。指定管理者が行う業務として、（1）営農研修センターの維持管理に関する業務（2）営農研修センターの使用許可、使用許可の取消し等に関する業務（3）営農研修センターの利用料金の収受に関する業務（4）前 3 号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認める業務（5）その他別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に同じページの募集要項の 6 の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は、利用料金収入、雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第 7 号に債務負担行為を計上していますが、その

具体額は年度協定により定め、管理経費として支払います。次に7ページ、募集要項の14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の審査基準と配点に沿って審査し、申請者のうち第一位とした委員数が最も多いものについて指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。次に21ページ、令和6年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)に沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。23ページをご覧ください。本施設の選定委員の構成は、内部委員が新町副市長、内副市長、小倉総務部長、藤崎企画部長、實徳農林水産部長、外部委員が尾堂委員、梶井委員、児玉委員、池田委員の計9人となっています。次に24ページをご覧ください。4審議経過について説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、現地視察を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聴きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に5審査方法について説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた選定基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。次に、34ページをご覧ください。審査に当たっては、指定管理候補者選定審査表を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価Cとし、提案内容が標準であるCより優れている場合は、満点の評価A又は配点の8割を得点とする評価Bを付け、また、標準であるCより不十分である場合は、配点の4割を得点とする評価D、又は配点の2割を得点とする評価Eを付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとするFで評価しています。また、こちらの評点結果や当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、28ページをご覧ください。まず、評点結果につきましては、800点満点の564点で約70%の評点でした。次に、選定意見につきましては、施設内の整理・整頓、清潔さを保つなど、環境美化に努める点を評価する。従事職員の資質向上のために研修に参加する等、積極的な人材育成に取り組む点を評価するなどの意見が出されております。以上で、説明を終わります。

○委員長(前田幸一君)

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○副委員長(宮内 博君)

今回国分営農研修センターの指定管理についてであります。今回営農センターだけということになっていますけれども、農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例では、旧1市6町の中に農産加工施設があるんですけれども、そこについての指定管理という部分全体ではなくて、営農研修センターだけということになっていますよね。その背景をちょっと説明してもらっていいですか。

○農政畜産課主幹兼農政第1グループ長(淵ノ上博己君)

現在、国分営農研修センターが指定管理ということでございますが、そのほかに霧島市内で 10 か所の加工施設がございます。その中で指定管理については国分営農研修センター、それと横川農業交流センター 2 か所でございます。ほかの施設につきましては直営でございます。

○副委員長（宮内 博君）

基準額は 477 万円ということで示されているんですけども。その多くが人件費ということで 369 万 1,200 円ということで示されているんですが、48 ページの資料で見ますとここの部分が人件費 315 万 6,800 円にプラスこの健康診断料も含めて人件費と言う形でしているという理解でいいんですかね。

○農政畜産課主幹兼農政第 1 グループ長（淵ノ上博己君）

はい。そのような理解でよろしいかと思ます。

○委員（池田綱雄君）

昔はこの施設は一部のグループが専用みたいにして、ほかの人たちは使えないというような苦情がよくきていたんですが、最近はそのようなことはありませんか。

○農政畜産課主幹兼農政第 1 グループ長（淵ノ上博己君）

確かに昔はそういう独占していたグループもあったと聞いておりますが、現状ではそういうのは起きていないと認識しております。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 109 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2 時 0 8 分」

「再 開 午後 2 時 1 0 分」

△ 議案第 101 号 霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に商工観光部の審査を行います。議案第 101 号霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（小松弘明君）

商工観光部関連の議案の説明をいたします。議案第 101 号霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。本議案は、霧島市働く女性の家の名称を見直し、利用者の範囲や開館時間等を変更するとともに、併設している霧島市国分障害者福祉体育館の開館時間等を変更することから、所要の改正を行おうとするものです。詳細につきましては、商工観光施設課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

議案第 101 号霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。令和 6 年第 4 回霧島市議会定例会議案は 37・38 ページ、令和 6 年第 4 回霧島市議会定例会一部改正条例新旧対照表は 43 ページから 45 ページになります。新旧対照表で説明します。43 ページの下段をご覧ください。まず、第 2 条による霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、今回、施設の名称を霧島市ウェルビーイングセンターに変更することに伴い、条例の題名及び条文中の施設の名称を同センター名に見直そうとするものです。第 1 条の設置については、性別に捉われない施設の利用促進を図るため、勤労者及び勤労者家庭に見直そうとするものです。次に、第 2 条の 2 の開館時間及び休館日について、まず 44 ページの一番上をご覧ください。(2)休館日について、勤労者の利用環境を整えるため、現在、日曜日としている休館日を月曜日に変更しようとするものです。43 ページの一番下をご覧ください。(1)開館時間について、先ほどの休館日の変更に伴い、火曜日から土曜日までの開館時間を午前 9 時から午後 9 時までとし、日曜日については、午前 9 時から午後 5 時まで開館しようとするものです。次に、44 ページの一番下をご覧ください。第 3 条の使用者の範囲について、先ほどの第 1 条と同様に、性別に関係なく勤労者という表現に見直そうとするものです。次に、43 ページの上段をご覧ください。第 1 条による霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、併設している保健福祉部所管の霧島市国分障害者福祉体育館の開館時間及び休館日を同センターの運用に合わせて、所要の改正を行おうとするものです。以上で、説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

名称についてお伺いしますが、この名前に決まっていきさつ。それからもうちょっと誰でも分かりやすいような、横文字じゃなくて日本語的な名称はなかったのかですね。その辺を教えてください。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

この名称の選定経緯ですけれども、まず本年 2 月に第 1 回目の働く女性の家運営委員会を開催して、これまで通算 5 回の運営委員会を開催してまいりました。その運営委員会においては、今後本

施設が目指す姿として勤労者の視点だけではなくて、仕事と生活の調和いわゆるワークライフバランスというものをコンセプトにして、名称変更等含めた施設の運営方針の見直しについて協議を重ねてまいりました。そのような中施設の名称の変更にあたっては、勤労女性や性別に関係なく多くの方が利用しやすい施設として、まず利用者が制限されるようなワード、勤労者であったり市民というようなワードは使わないと。また霧島市内のほかの施設と混同するようなワード、ふれあい、いきいき、よく使われておりますけれどもそういったものも使わないというのを共通の考え方としながら、このほかにも候補となる名称案はございましたけれども、運営委員会としては委員からこの名称案というものが出されたわけですけれども、ウェルビーイングセンターに賛同する声が多くございました。このウェルビーイングというのは直訳するとよい状態ということではありますけれども、心身ともに健康で豊かな生活を送るためのサポートを提供する場という意味が込められております。このほかにもですね実際案としては、まちなか交流センターとか分かりやすい名称でいうと、みんなの交流館とかですね、そういった案も最終的に絞り込んで協議をしたんですけれども、このウェルビーイングセンターというのはこれまでにない名称ということで、なじみはないかもしれないけれども、だからこそ先入観もなくですね、幅広い世代に受け入れられていくんじゃないかという運営委員会としては意見が出されております。最終的にはこの案をもって庁内協議に諮りまして、運営委員会の意見を尊重してこの名称に決定したという経緯でございます。

○委員（木野田誠君）

なかなかなじめないなあというふうに思っております。先ほど言われた二つの案の中からどれか一つでも選べたらもっとなじめたのになあというふうな感じを受けました。

○委員（久保史睦君）

それでは1点お伺いをさせていただきたいと思います。開館時間とか休館日が今回変更することによって非常に使いやすく、また市民の皆様のためになる、また市民の皆様には使いやすい施設になっていくのかなというふうに思っているところでございますけれども、ここらを条例改正いわゆる変更することによって、利用見込みそれから利用人口の増加というのをどういうふうに見込んでいらっしゃいますか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

今回、この休館日を月曜日という部分については、やはりその勤労者支援というのがベースにあったものですから、そうしますと平日利用できない勤労者にとって土日の開館、土曜日はこれまでも開館しておりましたけれども、日曜日を開館する必要があるのではということで、これまでの利用実績等を加味しながら月曜日という選定をいたしました。ただ今後の見込みにつきましてはですね、明確に積算はできてはいないところですが、この条例改正において性別にとらわれない利用を図っていくということからもですね、運営委員会の中では、やはり今の倍ぐらいの利用は目指すような、まずは運営を図っていくべきではないかというような意見も出されておりますので、そういった意見も踏まえながら利用促進を図っていききたいというふうに考えております。

○委員（久保史睦君）

いわゆる条例改正をする目的、今回のこの名称変えも含めてそうなんですけれども、要は今おっしゃられたとおり多くの人に活用を、倍ぐらいを見込んで使っていただきたいということが最大の目的で時間変更もしたと思うんですけれども、そうなってくると恐らく予約がとれにくくなったりとか、集中したりとかという可能性がこの曜日と時間帯を見たときに非常に考える、懸念される事項なんですけれども、そこら辺の推測、見込みがないということは、この条例改正との整合性というのに非常に疑問を感じるころなんですけれども、そこについてはどのような検討がなされたんですか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

現状の利用者においては、ある程度自主グループの利用というものが固定化されておまして、現状ではなかなかそういう重なるような利用というのは余りみうけられないと思っております。今後勤労者にかかわらず、性別にかかわらずというような利用促進を図っていく中で、例えば理由が重複するというようなことにおいては、今後その公共予約システム等の利用も考えておりますが、ほかの例えば運動施設等が取り入れている、抽せんの仕組みといったものも考えながら運用していかないといけないのかなというふうには考えております。既存の利用団体にもですね今後、議決を頂きましたら、そういった運用が変わるといったことをですね周知を図りながら、そしてさらに新規の利用者についてもですね利用促進を図っていききたいというふうに考えているところです。

○委員（木野田誠君）

関連ですけど、倍ぐらいの集客を見込んでいるということで、口で言うのは簡単なんですけれども、どのようなふうにしてですよ、この倍ぐらいの数字っていうのは目指そうとしているのかお示してください。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

運営に関しては市が直営で今行っているところでありまして。現在、講座メニューと運営面の充実や、施設のさらなる利用促進を図るために、また指定管理者制度も含めて導入の検討をしてゆき、また民間のノウハウを生かしながら講座メニューの充実等を図って利用者促進を図ってまいりたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

それじゃ関連で。倍ぐらいの利用者ということでしたけど。そうしたときに駐車場は大丈夫なんですか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

利用状況が重なった場合においては、現状でも働く女性の家のもともと準備している駐車場に入り切らない分については、市役所周辺のお祭り広場とかそういったところを利用していただくような格好で考えておりますので、それについては今後も同じような形で駐車場の利用は考えているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

英語が分からないんですけど。先ほどもちょっとありましたけど。このウェルビーイング、これは分かりやすく日本語でいえばどういうことですか。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

ウェルビーイング。直訳するとウェルよい状態。良い。ビーイング。状態ということでこれが合わさった言葉で直訳すると、よりよく生きる。よくあることと訳されます。ウェルビーイングは幸福ということも多い言葉ですが、嬉しい、楽しいといった心理面の幸福だけでなく、身体的にも精神的にも社会的にも満たされた幸福な状態のことを言います。ウェルビーイングセンターという名称は勤労者だけとか、女性だけとかということではなく、全ての人々の心身ともに健康で充実した生活を送ることを支援する場所ということを我々考えております。いろんな方の交流の場であったり、あるいは自己成長へ向けて学びの場であったり、あるいは健康に不安がある方にとっては体力を鍛える場であったり、一人一人のウェルビーイング、よい状態を実現をしていく場所ということで目指していきたいと考えております。

○委員（池田綱雄君）

全く分からないんですけど。これはみんなそういう理解をされると思いますか。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

確かに最初はなじみのない言葉でありまして、我々もちろんそれに向けて周知を図っていくところなんですけれども。先ほどグループ長からまましたとおり、選定委員会の中では、今までにない名称であり、なじみもないかもしれませんが、だからこそ先入観もなく幅広い世代に受けられるのではないかという意見が出されました。最終的には庁内協議において運営委員会の意見を尊重してこの名称が決定したところなんですけれども、先ほどから申しましたとおり私たちもその辺り十分周知を図ってまいりたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

静岡県のある知事がですね、新入社員にあなた方は頭脳集団だということをおっしゃって、責任を取られたのは皆さん御存じでしょ。もう少し市民の目線に合わせた名称をつけなきゃ。あなたたちがきれいごとと言ったって議会で通さなきゃ。否決されればこれは通らないっちゃうことになるんですよ。もっと市民の目線に合わせた仕事をしていただかないといけないというふうに思いますがそこはどのようにお考えですか。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

先ほどから申しましたとおり運営委員会の場でこういう名称が決まっていたんですけれども、最終的に運営委員会は13名が委員という形で言いましたけれども、当日名称が決まるその日の出席は11名の方が出席をされておりました。そのうち肯定的な意見ということでウェルビーイングという形で押された方が7名いらっしゃいました。また否定的な方、もちろんそのみんなの交流館とか、ウェルビーイングは横文字になったときに果たして今から使う方がどういう施設だろうとか、その

辺を不安される方が否定的な方が2名いらっしゃいました。どちらでも、ウェルビーイングもまたみんなの交流、まちなか交流センターがいいという方も2名いらっしゃいました。基本的には先ほど言った11名中肯定的な意見が7名ということで最終的に決まったんですけども、否定的な意見の方2名、両意見の方が2名という形で先ほど申しましたとおり一応出席者の中で大多数をウェルビーイングがいいということで話になりましたので、運営委員会の場の中ではそういうふうには決まったところです。

○副委員長（宮内 博君）

今回条例を提出する以前に、市民団体の皆さん方から、陳情書も提出をされたり、そしてその中身が女性に限定するような施設でいいのかと。そして日曜日が休みでいいのかと。というようなですね、そういう議論を当委員会でも議論をしたことはあります。結果その陳情書は採択をされているという背景が一つにあって、そして同時にその誰でも使いやすいような施設にすべきではないかということもですね、かなり議論をされた背景があります。これまでの開館時間であったり、あるいは閉館の日であったりですね、そういうものが今回工夫をされて女性だけに限らず、勤労市民全体に広げることができたというようなこともあり、日曜日もオープンするというような形で、以前よりもよりよい環境が整う施設になったんじゃないかというのが一つはその背景にあるんじゃないのかなというのを今聴いてですね思ったところです。そこで、提案ですけど。我々昭和の世代にはですね非常に分かりにくいですよ。率直に言いましてですね。ですからそれが市民に浸透するためには一定の時間が必要だろうというふうに思うんですね。ですから当然この条例を施行することになりますと、市民に啓蒙を図っていかなくちゃいけないということが当然ついてくるわけです。ですから、広報の手段をどうするのかということが一つあると思うんですね。そして会場にもこの背景等について知らせるというような工夫もあっていいのかなというふうに思います。確かに女性を限定するよりも勤労市民ですので、使い勝手もよくなるということで2倍以上の利用者があるのではないかと期待をしているという部分もありますから、やはり入り口の部分でそういう工夫を施した上でですね、市民の皆さんにお知らせをしていくという形があつていいのかなというふうに思いますけども、その辺あればお答えを頂ければと思います。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

今、委員からあつたとおりですね、今後議決を頂きましたら今の働く女性の家、現地は当然ですけども市報であったりホームページであったりあらゆる媒体を利用しながらですね、周知を今後図っていききたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

もう一言どうしても言いたいんですが、どこにでもないような名前をつけたということでありますが、この条例改正案のこの条文を見ますと全部何ページだったかセンターばかりになってるんですね、センターとはどこでも行ってるセンターばかりですよ。この辺はどういうふうに理解するんですか。それよりもちゃんとした名前をやはり親しみのある名前をつけたほうがいいんじゃない

ですか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

この条例の第1条でウェルビーイングセンター以下がセンターという形で、以下の条文についてはセンターと略されることとなりますけれども、運営委員会で出された意見の中でウェルビーイングセンター、それを縮めますとウェルビーというような形で若い世代にも受入れられるんじゃないかという意味では、そういう短縮した呼び方ですね、親しまれていくのじゃないかというような意見もございましたので、まずはこのウェルビーイングセンターという名称のですね、周知を図って行ってそれがまた短縮されてもですねそういった、いろんな格好で親しまれるように利用の促進を図っていきたいというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

いろんなそういう施設等の名前を考えたりするときはですね、優秀な人だけは集めないでやっぱり優秀な人だけだったら今言うようにそんな名前が出てくるんですよ。もう少し本当に市民に寄り添った名前にするときには、一般からも応募していただいて考えていくということをしないと、優秀な人たちだけやったら、我々みたいなあほはどんどん取り残されていくんですよ。もう少しそこから辺の会合の在り方も考えてください。

○商工観光部長（小松弘明君）

今頂いた意見はもっともだと思います。ただ運営委員会の中でそういった名称が出てきまして、例えばこのシビックセンターにおいても、霧島市役所がシビックセンターとなっていて、若い人はシビセンという形で省略して使っております。女性でも誰でも使えるように多様性を持って女性参画を考えた形での施設に生まれ変わるといことで名称もがらっと変えた背景もありまして、確かに運営委員会の中でも今使ってる方はそれなりのご年齢の方なので、名称が全然合わないよねとか、外観を変えないのに何で名前だけこんなに片仮名にするんだという意見がありましたけど、やはり今後の将来考えて今の若い人たちが、使いやすいようにするという事で運営委員会でも意見を頂いてウェルビーイングという名前がいいんじゃないかということになりましたのでその辺は御理解頂きたいと思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第101号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時41分」

「再開 午後 2時43分」

△ 議案第107号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。）、霧島市牧園B&G海洋センター）

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第107号指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。）、霧島市牧園B&G海洋センター）及び議案第108号指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地乗馬施設）及び議案第122号指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）の審査します。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（小松弘明君）

商工観光部関連の議案の説明をいたします。議案第107号、108号、122号の3件の指定管理者の指定につきまして、ご説明いたします。本案は、霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センター、霧島高原国民休養地乗馬施設、霧島市塩浸温泉龍馬公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターにつきましては、本年5月27日から6月28日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった2団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その報告内容を総合的に判断し、指定管理候補者に選定した福地産業㈱に令和7年4月1日から令和17年3月31日まで10年間管理を行わせようとするものです。霧島高原国民休養地乗馬施設につきましても先の説明と同様の手続きを経て、応募のあった1団体について審査し、指定管理候補者に選定した霧島愛馬会に令和7年4月1日から令和12年3月31日まで5年間管理を行わせようとするものです。霧島市塩浸温泉龍馬公園につきましても同様の手続きを経て、応募のあった3団体について審査し、指定管理候補者に選定した福地産業㈱に令和7年4月1日から令和12年3月31日まで5年間管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、商工観光施設課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

議案第107号指定管理者の指定について、ご説明いたします。令和6年第4回霧島市議会定例会議案の58ページから60ページをご覧ください。現在、福地産業㈱を指定管理者としている霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターについて、令和7年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、福地産業㈱、JPT・Tours・Japan㈱の計2団体から応募があり、福地産業㈱が指定管理候補者として選定されました。これに基づき福地産業㈱を令和7年度から10年間、指定管理者として指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。募集要項3ページの4をご覧ください。指定管理者が行う業務として、（1）施設の維持管理に関する業務（2）施

設の使用許可等に関する業務（３）前２号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上必要と認める業務（４）その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、４ページの「６ 管理に要する経費」について、施設の管理に要する経費は利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第７号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に、７ページの 14 選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が（２）の審査基準と配点に沿って審査し、申請者のうち第１位とした委員数が最も多いものについて指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、審査基準と配点については、８ページの（２）をご覧ください。審査基準と配点の項目は、１点目が事業計画書の内容が住民の平等な利用確保及び施設の効用を最大限に発揮させるものであるかで配点 30 点、２点目が事業計画書の内容が管理に係る経費の縮減が図られるものであるかで配点 20 点、３点目が事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているかで配点 30 点、４点目がその他、施設の設置目的を達成するために必要と認める事項で配点 20 点とし、それぞれ審査しています。また、選定委員会の審査後は、指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。次に、33 ページ令和 6 年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果についてに沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員構成について 35 ページをご覧ください。内部委員が新町副市長、内副市長、小倉総務部長、藤崎企画部長、石神市民環境部長、小松商工観光部長、外部委員が尾堂守氏、梶井成孝氏、児玉昇氏、池田まゆみ氏の計 10 人となっています。次に、36 ページ 4 審議経過について説明いたします。今回の選定委員会は、３回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第 1 回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、現地視察を行いました。第 2 回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が評点を行い、第 3 回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめました。次に、５審査方法について説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた審査基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。次に、審査に当たっては、46 ページの指定管理候補者選定審査表を用いて、それぞれの項目について A～F の 6 段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の 6 割を得点とする評価 C とし、提案内容が標準である C より優れている場合は、満点の評価 A 又は配点の 8 割を得点とする評価 B を付け、また、標準である C より不十分である場合は配点の 4 割を得点とする評価 D、又は配点の 2 割を得点とする評価 E を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする F で評

価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、40 ページをご覧ください。評点結果につきましては、福地産業㈱を第1位と評価した委員数が最も多く、当該申請者の合計点数は716点となりました。選定意見としましては、情報通信環境の整備など、施設の充実が図られている点やグランピング施設の整備計画に当たり、市場でのリサーチ等がなされているほか、インストラクターによるキャンプ教室や霧島の温泉講座など様々なイベントが企画されている点を評価するなどの意見が出されました。以上で霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターの指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして、議案第108号指定管理者の指定について、ご説明いたします。議案書の61ページから63ページをご覧ください。現在、霧島愛馬会を指定管理者としている霧島高原国民休養地乗馬施設について、令和7年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、霧島愛馬会の1団体から応募があり、同団体が指定管理候補者として選定されました。これに基づき霧島愛馬会を令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。募集要項2ページの4をご覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)施設の維持管理に関する業務(2)施設の使用許可等に関する業務(3)前2号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上必要と認める業務(4)その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、3ページの6管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、以下、先の霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターの説明と同様でございます。次に、6ページの14選定方法についても同様でございます。次に、23ページ令和6年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果についてに沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、委員構成について25ページをご覧ください。内部委員が新町副市長、内副市長、小倉総務部長、藤崎企画部長、小松商工観光部長、外部委員が尾堂守氏、梶井成孝氏、児玉昇氏、池田まゆみ氏の計9人となっています。次に、26ページ4審議経過及び5審査方法については、先の施設の説明と同様でございます。次に、審査に当たっては、36ページの指定管理候補者選定審査表を用いて実施しており、評価の内訳は、先の施設の説明と同様でございます。次に、評点結果や当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、30ページをご覧ください。霧島愛馬会の評点結果につきましては、合計595点となりました。選定意見としましては、子どもと大人が一緒に騎乗しやすい馬を準備するなど、親子で騎乗体験ができる取組やリピーター向けの回数券やポイント制度等、自主事業に期待が持てるなどの意見が出されました。以上で霧島高原国民休養地乗馬施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして、議案第122号指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書の113ページから115ページをご覧ください。現在、福地産業㈱を指定管理者としている霧島市塩浸温泉龍馬公園について、令和7年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、福地産業㈱、JPT・Tours・Japan㈱、斯文堂㈱の3団体から応募があり、福地産業㈱が指定管理候補

者として選定されました。これに基づき福地産業㈱を令和7年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。募集要項2ページの4をご覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)公園の維持管理に関する業務(2)公園の使用許可等に関する業務(3)前2号に掲げるもののほか、市長が公園の管理上必要と認める業務(4)その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、3ページの6管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、以下、先の霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターの説明と同様でございます。次に、6ページの14選定方法についても同様でございます。次に、21ページ令和6年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果についてに沿って、選定委員会における審査経過等について説明いたします。まず、23ページの委員構成については、先の乗馬施設の説明と同様でございます。次に、24ページ4審議経過及び5審査方法についても先の施設の説明と同様でございます。次に、審査に当たっては、34ページの指定管理候補者選定審査表を用いて実施しており、評価の内訳は、先の施設の説明と同様でございます。次に、評点結果や当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、28ページをご覧ください。評点結果につきましては、福地産業㈱を第1位と評価した委員数が最も多く、当該申請者の合計点数は666点となりました。選定意見としましては、繁忙期の運営時間や災害発生時の安全対策に配慮する点及び足湯やスマートフォン専用撮影台の活用等、利用者の利便性向上に繋がる取組を評価するなどの意見が出されました。以上で霧島市塩浸温泉龍馬公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明が終わりました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時00分」

「再開 午後 3時15分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず議案第107号指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。）、霧島市牧園B&G海洋センター）への質疑はありませんか。

○委員（松下太葵君）

利用者の人数と利用料金が令和5年、4年、令和3年と出ているんですが、この令和3年と令和4年を比べると1人単価は大体2円ぐらちょっと下がっていて、けれど令和5年は利用人数、利用料金ともにずっと上がっているんですが、平均単価も50円ほど上がっているんですよ。理由が分

かれば教えてください。国民休養地のほうですね。

○委員長（前田幸一君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 3 時 1 3 分」

「再 開 午後 3 時 1 4 分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

3年度と5年度の比較において利用者数の増もありますけれども、5年度で使用料の改定がなされている分が大きいのかなというふうに考えております。

○委員（松下太葵君）

大人の方と子どもの方で料金の違いとかが書いてなかったんですけど、違うんですかね。あともし違ったら大体割合は、大人が大体どのぐらい子どもがどのぐらい、人数のですね教えていただければ。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

大人と子どもで差をつけている使用料について、まず入材料が大人が1人1日220円、子どもが170円。あとは入浴施設について大人が1人380円。子ども小学生以下150円というような料金の差をつけております。

○委員（木野田誠君）

40ページですね、現地でも説明があったグランピング施設の整備計画が選定意見のところにも出ているんですが、現地でもちょっと私は独り言で言いましたけども、あそこに子供広場、あそこにつくるのはまずいと。あそのの景観を壊したくないというようなことを一旦申し上げたいんですが、これは決定事項ではありませんよね。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

決定事項ではございません。ただ今この申請書、事業計画書、御手元に配付の54ページを見ていただければなんですが、福地産業のほうが提案しているグランピング施設計画がそちらにイメージとして、ちょっと資料白黒で分かりづらいかもしれませんが、一応イメージとしてはこういう、グランピング施設整備計画のほう持っているということですが、決定事項ではありません。

○委員（木野田誠君）

あその施設は非常に広いですから、ぜひですね狭いところではなくもうちょっと広いところにですね計画を持っていていただきたいと思うんですが。この体育館のところとか、プールを将来

的に解体していけばそのところもあいてくるし、まだ下のほうの広場もたくさんあるわけですから何が何でもそのキャンピングカーだけにとらなくてもいいと思いますので、あの広場は非常に貴重な広場だと思いますので、そう思うでしょ自分の子どもが小さい頃はこういうところで遊ばせたらというふうに思われるんじゃないかなと思う。とにかく走り回れる場所ですから、とっていただきたいというふうに思うんですが、これをのんでいただく方法はどのような方法ありますか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

子どもが走り回る場所というようなことですが、今日見ていただいた、あそこの斜面のところから見下ろしたところがメインとして、キャンプエリアとして使っているメインのエリアになります。十分広大な敷地かなとも考えておりますが、今この福地産業から提案のある、グランピング施設整備計画、54 ページに記載のあるイメージでいきますと今日見ていただいた斜面のところをおおむね使おうと。そしてその施設の真ん中どころにはまだ、エリアが残っているのかなというのをごさいますし、まだあそこから上のほうの国道側のほうにもですね十分スペースはまだまだあるのかなというふうにも考えておりますけれども、また具体的な整備計画については今後、指定管理者と協議かなというふうには考えておるところでございます。

○委員（木野田誠君）

その件は議会にも出てきますか。出てこないでしょ。だから今言わないと言う場所がないわけですよ。そういう議会の中でも、今のところ一部でしょうけども、反対もあるっちゃうことは記憶に残していただきたい。

○副委員長（宮内 博君）

これまで議論をしてきた指定管理についての期間ですね。3年間であったり5年間であったり、というのが普通なんですけれど、今回10年間というですね、長期にわたって指定をするということの理由の一つに、いわゆる受入れた指定管理者の投資に見合う期間というのが一定期間必要だというのが現地で説明があったわけです。實際上この施設というのはかなり稼いでいる施設ですよ。指定管理料そのものも基準額134万7,000円というですね、ほとんど得ている収入で運営ができるという、そういう施設だけにこれからこのグランピング施設だとかですね、そういうものを新たに設けてさらに収益を増やしていこうということなんだろうというふうに思いますけれども、いわゆるこの指定管理というのがそもそも、本来であれば市が運営をしなければいけないというものを限定された事業者へ委託をするという形でやっているわけで、本来であればそういう収益を得られるところであれば、市の一般財源として収入を得るための手段ということも一つの考え方としてあってもいいのではないのかなというふうに思うんですけれど、この10年間の長期にわたる指定をするという、ここをお決めになった背景の中でそのような議論はなかったのかどうかですね、そこをちょっとお聴かせしてもらっていいですか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

指定管理期間の長期設定ですが、これまでも指定管理者から要望がなされておまして、今これ

までの本市の指定管理者制度に係る運用指針における指定期間というのは、業務内容に一定の専門性が認められて人材の育成確保に日時を要する施設は5年を超えて指定期間を設定することができる。本市においては医師会医療センターのみがこれに該当して10年とされております。医師会医療センターのような専門性がある施設以外においても指定管理期間を長期にすることで、指定管理者からの投資を引き出して施設の魅力を向上させることができれば、市と指定管理者お互いにメリットがあって、何よりも利用者の満足度向上にもつながっていくというようなことでこれまで協議を重ねてですね、今年3月の指定管理者制度に関する指針の見直しに民間事業者の資本投資により機能向上が図られる施設についても5年を超えて指定期間を設定することができるというなことで見直しの中で組み込んだという経緯でございます。

○副委員長（宮内 博君）

医療センターのようなまさに専門的なですね分野、またこの事業者が現に行っている事業内容を見てみますと建設業を主体としてですね、広い分野に取組をしておいて今回火葬場のほうまでもですね、指定管理を受け入れるのかなというような形になるようでありますけれど、やはり長期間指定をするということについてのリスクというのも少しは議論をしたのかなというふうに思いますけれど。その辺どうなんですか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

年数の設定についてですね、やはり長期に設定する年数が何年がいいのかというところで、余りにも長くてもというようなところでですね。県内の類似施設の状況を調べますと3年または5年というところがほとんどで、この類似施設においては10年以上の施設はなかったわけでございます。そのようななか志布志市の例です。国民宿舎ボルベリアダグリというところが令和5年から20年の指定管理期間を設定していると聴きましたので、研修にも行って来たわけですが、志布志市についても指定管理者へヒアリングをしたりだとか先進事例等を踏まえて結果的に20年設定をしたということですが、やはりその長期の指定管理期間によるマンネリ化、それからまたサービス低下も予想もされるということで、志布志市においては3年ごとに評価をして、必要に応じて指導または指定の取消しも行うとしておりますが、現実的には20年継続できるか未知数だというようなことも伺ったところです。ですので先ほど本市で長期に設定している施設は医師会医療センターだけなんですけれども、年数は医師会医療センターが10年で最長ということもございまして、それ以上の長期の設定はやはり先ほど志布志の例からしてもリスク、不安という部分もございまして国民休養地については10年というところですね10年が妥当というふうに判断したところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

例の紹介があったように、ほかの自治体で長期になっているところでは、一定の期間を定めてチェックができるというですね。そういう仕組みをつくっているというようなことであつたんですけれども。この今回の指定管理についてはそのことについて議論した背景があるんですかね。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

長期設定にかかわらず現行のチェック体制というもので申し上げますと指定管理者からの毎月の月例報告であったり、各年度のモニタリングこういった部分も現行においても行っております。必要に応じて管理業務や経理の状況について報告を求めて必要な指示を行うこととなりますけれども。指定管理が始まって4年目には現行の制度では総合評価というようなものも行っておりますので、今そういったチェック体制をですね、今回の指定管理においても機能を働かせながらチェックをしていきたいというふうに考えております。

○副委員長（宮内 博君）

それは契約段階においてどこかにしっかり明記をさせるというようなことになっているんですね。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

今後指定管理候補者とは協定書の中身について協議を進めていくこととなりますので、そういった中でそういった評価の部分も組み入れていきたいというふうに考えております。

○副委員長（宮内 博君）

かなり今後の計画を見ましてもですね、この事業費収入を得る計画というのが示されていますよね。それで資料では89ページ、90ページというところであるんですけども。特に他の指定管理事業者と異なるのは、いわゆるこの人件費ですね。これが10年間で大体500万円ぐらい人件費を増やしていくというような計画になっているんですね。それでこれまでの議論をしてきた指定管理者のですね人件費の状況からしますと、かなり高収益を上げることによって人件費もですね毎年引き上げるというような計画になっているのかなというふうに思いますけれども、その辺のこの計画案で示されている中での部分についてはどんな意見があったのでしょうか。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

89ページから90ページにかけて10年間の人件費の部分が記載されているかと思います。また91ページからは、年度ごとの人件費の部分が書いてありますけれども、そこには職員数、どれだけ人数というのはここには記載されておられませんので、提案の段階ではそこまで深い議論にはならなかったと。ただ計画書の76ページのところに一応必要な人員及び財政的基礎という形で従業員の確保、従業者の確保等に関しては、アの従事者確保の考え方ということで新規雇用する場合はできるだけ市民の中から面接雇用の協議の上雇用する予定というところでしか記載はないんですけども、特に委員会の中で人数がどれだけっていうところの部分までは話はありませんでした。

○副委員長（宮内 博君）

先ほど長期計画の中でグランピング施設とかですね、そういう投資が必要になると、その投資した分を回収できる期間というのを10年間ということで設定をしたという説明だったものですから、その中でいわゆる人件費が500万円10年間で増えていくという計画が入っているのも、もちろんその人件費、かかった労働力に対して対価をきちんと払うということは当然のことだろうというふう

に思いますけど、これまで議論をしてきたほかの指定管理施設との比較で見ますとここで示されている人件費っていうのはかなり伸びが大きいというのは強く印象として受けたんですね。グランピング施設のために増えるのかなというふうに思ってみましたら、グランピング施設の人件費は別建てで書いてありますからですね。ここで言う、私が先ほど言いました管理運営費の中の人件費、これがかかなり伸び率が大きいわけですよ。そういうことになると当然長期間返済をしていくという一つの要因にもなるのかなというふうに思うんですけど、その辺がどれぐらい議論されたのかなというふうに思いまして今お尋ねをしてるわけです。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

市のほうで示した基準というものがですね、32 ページに示しておりますけれども。あくまでグランピング施設整備については今委員がおっしゃったとおり自主事業でございますので、その中で条例で規定しているメニューをするための人件費としては32 ページで人件費約3,000 万円ということでこちらとしてはいわゆる目安となる基準価格上見ておりますが、それに対して指定管理者のほうからは令和7 年度から 10 年間に当たっては人件費の伸びを加えた形で提案としては上がってきているということでございますので指定管理者の考えがここに反映されているのかなというふうに思っております。

○副委員長（宮内 博君）

もちろん指定管理者がいろんな計画を持って人件費をそれに相当するものということで考えてらっしゃるんですけど。それが10 年間という期間を定める一つですね根拠になっているということであれば、ほかの指定管理施設との比較でどうなのかというような議論があってもよかったのかなというふうに思うんですよ。長期間10 年間という、やっぱり長期にわたる期間の指定というのは私自身は、これは私はですよ、いろんなリスクを当然伴うものになるのではないのかなというふうに思いますので、その点はもう少し議論があつてしかるべきであったのかなということを一応申し上げておきたいと思います。もう一つはいわゆるB & G施設の老朽化の問題ですよ。ここについては当然、執行部のほうで計画を持ってやっていかなきゃいけない。指定管理者のほうで計画が立てられるものではないというふうには認識をするんですけども、実際は令和3 年度から体育館はもう使わない、使えていないと。確かにかなり雨漏りも進んでいると。もう床も腐っているようなところも身請けられるということで、これを使えるような状態にするというのにはかなりの投資が必要だろうというふうに思うんですけども、これからの方向性をですね、どんなふうに考えているのかということで計画等についてあればお示しをください。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

B & Gの体育館につきましては、午前中の現地調査で確認していただいたとおりの状況でございます。平成30 年度の頃にB & G財団の助成金、そういう制度があるので、屋根ですとか外壁、そういうところも計画はしたところがございます。当初は鹿児島国体が令和2 年度に開催される計画でしたので、協議する中でやはり国体で使う会場、そちらの方向を優先して修繕をしようという議論

があった状況です。その後雨漏りが広がったりしてああいう状況になって令和3年から休館という状況にしたところでございます。その後、もう度々いろんな場面でお話ししている本市の社会体育施設長寿命化計画、これを策定する中で利用状況もですけども、あの状況ではやはり利用者の安全性ですとか利便性そういうところが確保ができないということ。あと、仮に大規模改修するとなるとやはりそれなりの事業費もかかるということもございます。今回の計画の中では総量コントロール施設というふうに位置づけておりますので、今後そういう屋根、外壁ですとかそういう大規模改修をするのはちょっと非常に難しいと考えているところでございます。

○副委員長（宮内 博君）

そうであればどうするのかというところまでですね、プールも含めてどの程度議論されているのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

体育館につきましては休館しておりますので、この指定管理期間中もそのまま休館というふうに考えております。プールにつきましては夏の7月それから8月の2か月の期間限定という施設ではございますが、このプールにつきましても同じく総量コントロール施設にはなっておりますが、使える間は当面の間は引き続き使用するという方針がございますので、仮にこの10年の期間中にそういう大規模な故障ですとか修繕そういうのが必要になったときはまたそのときに当然指定管理者も含めて協議をするということになります。

○委員（徳田修和君）

今、プール等は期間限定で、今2か月って言われましたけど夏休み期間中だけ40日ぐらいしか使っていないと思うんですけども、その割には利用者数もそこそこ要るんじゃないのかなとこの報告を見て感じたところでした。国民休養地のキャンプ場なんかと連携をさせてもう少し利用促進を図るなり6月ぐらいからオープンさせるなりとかそういった計画等は事業者のほうからは提案はなかったものでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

事業者からの提案というのはございませんでした。ただし毎年度、年度当初でしたり6月の時点で今年度はいつからオープンしましょうかとかそういうところについては協議はしているところで

○委員（池田綱雄君）

ああいう体育館を初めて見ました。床もぼこぼこで。もうちょっと私が体重があれば、ぬけるんじゃないかなぐらい傷んでおりますよね。そうすると雨漏りだけをとめる、何かそういう修理というそういうのは見積りとかそんなことはしたことがあるんですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

平成30年度時点の話になりますけれども、そのときに屋根のふき替えですとか、外壁の塗装、照明のLED化そういうところの見積りももらっております。そのときで6,000万円余りでございま

した。

○委員（池田綱雄君）

あれが木造であれば、恐らく近い将来に倒れると思いますよ。ところがああいう頑丈な鉄骨でできていますよね屋根が。恐らく何十年ももつと思います。そうするとあのままでずっとおくつもりですか。倒れることはないよね。木造だったら恐らくどっかで腐って倒れるかもしれませんが、頑丈な鉄骨でできていますから、恐らく倒れることはない。そうするとずーっとあのままで行くつもりですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

当然安全面を考えるとずっとあのままにしておくというところはいけないことだと思っております。ただ具体的にいつ取壊して、更地にするとかそういうところも今のところは計画はございません。そういう状況でございます。

○委員（池田綱雄君）

あれは1年のうち何か月か体育館を使う、夏休みに使うとかそれはあるんですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

令和3年から休館中でございますので、今のところ期間限定で使用するということはない状況でございます。

○委員（木野田誠君）

どうしても言わしてほしいんですが、今日いろいろ審査をしまして議案110号でしたかね、城山公園の指定管理の審査においても城山公園は指定管理としてうまくいっているところだと思うんですが、それでも10年間という話は出てこない。5年間ということで出てきています。先ほどから話が出ていますように10年間というのは初めてこう出たあれなんですけれども、投資を回収する意味で10年というのが今朝ほども最初に出てきたわけですけども、投資を回収したいのであれば5年間でして、新たに6年目に入るときに指定管理を申請して、新鮮な気持ちで申請してくればできるわけですよ。これはどうしても執行部内部としても10年間にしなくちゃいけないんですか。そこをちょっとお伺いします。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

今回国民休養地については申請団体が2社ございました。5年間経過して次取れるかというところはですねやはりその指定管理者としても分からないという部分です。ですので5年たって整備をして、また変わる可能性もあることを考えるとやはり非常にリスクを伴うということもありまして、やはり長期の指定管理期間をお願いしたいという要望はこれまでもなされていて、今回10年に設定したということでございます。

○委員（木野田誠君）

ということは執行部では10年間ということを受入れたということですね。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

今回募集時点で10年間という形で公募させてもらったわけですが、霧島市の指定管理者でつくる霧島市指定管理者運営協議会という中で、これが令和6年1月に指定管理者を含めて、我々だけじゃなくてほかの所管施設の課長も入ってですね、運営協議会がなされているんですけども、その中で5年以上の指定管理の公募を受けたいというところの市としての、その指定の長期の期間を設定するに当たって、いろんな指定管理者からの意見もお伺いしました。その時点では、そういう複数年希望されている施設があれば1か月あるいは2か月ぐらいをめどに、それぞれ指定管理者のほうから施設担当課のほうに要望を出してくれということで上がってきたのが、ここの国民休養地の部分の施設に限っては10年間と。ほかの施設の部分については10年間の希望は特になかったというふうにお聴きしています。それらを受けて、庁内で協議をいたしまして、今回募集する前の時点で休養地に限っては10年間というふうに設定をしたところです。また10年間の指定期間ということで、公募をかけましたけれども、休養地に関しては2社募集があったわけですが、実際説明会の時点では3社、もう1社希望がありました。これまで5年間の指定期間で3回ほどしているんですけども、その時点では1社しか応募はその時点でありませんでした。指定期間を少し延ばすことによって、応募を考えていらっしゃる団体も増えてきたのではないかなというふうに事務局では考えていたところです。

○委員（木野田誠君）

だいたい分かりました。ではですね5年間を10年にする条件みたいなものは執行部から提示は何らなかったんですか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

条件と申しますか今本市の指定管理者制度に関する指針の中でですね、先ほども医師会医療センターの専門性がある施設というのはもともと規定がなされておりましたけれども、民間事業者の資本投資により機能向上が図られる施設というのをつけ加えたと。民間投資という部分を条件ということでですね、指針の中に入れ込んだということでございます。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

御手元の資料の手持ち資料の中の3ページですかね。5の指定期間ということ。3ページの下の方の5指定期間というふうには令和7年4月1日から令和17年3月31日までとしますというこれに関しては指定管理者の募集要項でホームページで広く募集をしたところですが、その2段下の米印に指定管理期間については、当該施設の機能向上を図り、魅力を向上させるために資本投資がしやすい10年間の長期に設定していますと、一定的なイベント等にとどまらず、さらなる利用者の増加が期待できる長期的な展望に立った積極的な事業計画を提案してくださいという形で募集要項の中にも載せて広く周知をしたところです。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 107 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時00分」

「再開 午後 3時15分」

△ 議案第108号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地乗馬施設）

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第 108 号指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地乗馬施設）への質疑はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

委員長かわります。

○委員長（前田幸一君）

今、市の所有馬そして預託馬この内訳が分かればちょっと教えてください。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

現在指定管理者の所有馬が 13 頭。それから一般の預託馬 5 頭。県馬連からの馬が 2 頭、計 20 頭ということになっております。

○委員長（前田幸一君）

資料の 17 ページのほうにちょっと目を向けていたんですが、当然預託馬によって収入とあとはもう利用実績の収入だろうというふうには思うんですが、この中の厩舎料というのが右側のほうにあるんですが、預託 1 から預託 4 まで、ここはどういう区分けでこういう値段の違いといたしましうか 1 か月の多分預託料だろうと思うんですが、そこへのあれがもし分かればですね、例えば念入りに調教するのが 1 ですよとか、ただ預かって日々の生活をただ養うだけが 4 なのか。そこら辺がもし分かるのであればちょっと教えていただければなと思って。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

この分類についてちょっと詳細なところまで把握できてないところですが。預ける方からいろんな例えば餌の指定があったりとか、そういった形でちょっと違いがあるっていうのは以前伺ったことがございますので、そういった形での預かる種別の違いというのはあろうかと考えております。

○委員長（前田幸一君）

委員長かわります。ほかにございせんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 108 号についての質疑を終わります。

△ 議案第122号 指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）

○委員長（前田幸一君）

次に議案第 122 号指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）への質疑はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

この資料によりますと利用者数、入園者数が3年度、4年度、5年度とだんだんこう減っているんですがこの理由は何ですか。1ページの下に。

○委員長（前田幸一君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時58分」

「再 開 午後 3時59分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

確かに令和3年度に比べて令和5年度だんだん減っている状況であります。ここの施設に関しては、資料館、温泉施設に関しては有料で入るところなんですけれども、入園者数となるとあその国道から川を渡って入るところで、ボタンの計測機がありましてそこに入るのは無料でありまして、基本的にこの入園者数のここの部分については、その計測数、その人数で出しているということでもあります。なので資料館と温泉に関しては、料金を払った方の数はしっかり把握はできるんですけれども、入園者数に関しては、計測を押されない方も中にはいらっしゃるのかもしれませんが、そういう形でここの入園者数の把握という形はそういう形になっているので、減っている部分はそういうボタンを押していないというところを推測しているところです。

○委員長（前田幸一君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時01分」

「再 開 午後 4時02分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

入園者数に関しては、先ほど申しましたとおりこの施設の中に入ると、先ほど計測をするということで話しましたが、そこをボタン押されて園内を散策される方、そこからまた資料館の中を見学される方、温泉施設に入られる方という形になろうかと思えます。ただ資料館と温泉施設これを足しても入園者数には全然イコールにはなっておりませんので、先ほど言った入園者数に関しては計測の部分を我々これ見ているんですけども、例えば団体で4、5人こられたときに4、5人全員押すかということになると恐らく代表者の方1人しか押さないケースもあろうかと思えますので、人数の差異は生じていますけれども、先ほどから言っていますとおりその計測の機械を押された方の人数でカウントしたのがこの数字になっております。

○委員（徳田修和君）

頂いた資料の28ページ。下にその他の意見ということで駐車場や温泉など改善すべき点が多くあるためということで挙げられております。市との連携、対策を講じるられたいというところで何か協議された内容等が今回指定管理をまた更新するに当たってあればお示しください。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

その他の意見で駐車場、温泉などの改善点ですけれども、駐車場があその国道沿いですね。若干不足する部分もある場合には、また第2駐車場というものを別に借りている用地もございますので、そこらあたりともですね、活用も含めた形でもう既に指定管理者とは現在も共有しております。あとその温泉について、老朽化が進んでいる部分もございますので、これもまた年次的に優先度を確認をしながらですね、今後改修等を行っていくということで考えているところでございます。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第108号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時05分」

「再開 午後 4時06分」

△ 議案処理

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理を行います。議案処理は議案番号順に行い

ます。まず、議案第 95 号霧島市手数料手数料条例の一部改正について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

今回の改定で事務量も大幅に増える等の報告もございました。市民サービスの低下を招かないよう、しっかりとした手続に努めていただきたいと思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 95 号について原案のとおり、決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めますしたがって議案第 95 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 101 号霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び霧島市働く女性の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（久保史睦君）

この働く女性の家の名称変更とこれからの活用について、多くの利用者に利用していただきたいという部分のいろいろ議論が交わされましたけれども、もう少し多くの方に利用していただきたいという目的があるのであれば、利用者のやっぱり推計見込みというのはもう少し具体案を持ってこの委員会に来ていただきたかったなというのがあります。と申しますのも今から公共予約管理システム等を導入することによって、どういうことがまた生じてくるのかというのが分からない中で、やはり利用者が殺到してかえって使いにくくなった。使いやすい曜日と時間帯を設定することによって、やはり集中されることも考えられますので、そこら辺は十分に検討をした上で委員会にやっぱり、何かしらのリサーチをして結構持ってきていただきたかったなということを要望しておきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

ここの改革については大体要望をですね 100%以上と言っていいぐらい組入れていただいて出来上がっているわけですけど。ただこのネーミングだけがですねやはりもうちょっとみんなが親しめるような分かりやすいネーミングにしてほしいということを要望します。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 101 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第 101 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 103 号、霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

今回の条例改定によって市が管理する国分漁港、永浜漁港についてもですね、使用料を徴収をするというものであります。この間、いわゆる遊漁船と言われる漁船等の係留あるいは管理いとうについてはですね、議会でもこれまで何回か議論がされたことが一つは背景にあります。今回使用料金を徴収するというので、管理体制をきっちりやっていくということではありますが、漁業者以外が使っている漁船以外に 46 隻ですね現に今利用されているということでありました。その 46 隻の中には所有者も分からないものも含まれているということでありまして、当然、今回の条例の施行に当たっては所有者をしっかり確認をするということと同時に管理体制も確認をしていくと。そして同時に管理がしっかりできるような体制も整えていくということと相まって、当然やっていかなければいけませんのでそれを利用者にはしっかり広報し周知するというのを抜かりなくですね、やりながら、施行のための取組を進めていただきたいものだというふうに思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで委員会と討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 103 号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第 103 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 107 号指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。）、霧島市牧園 B & G 海洋センター）の委員間討議に入ります。意見はございませんか。

○委員（木野田誠君）

審査の中で業者がグランピング施設の設置を計画しているようですが、設置場所につきまして子ども広場を予定しているとしております。具体的には計画に入る場合は市と協議の上で決定することとしておりますけれども、市は協議を十分していただくように要望します。

○副委員長（宮内 博君）

今回の議案第107号については指定管理期間を10年間という異例の長期間のですね指定期間を設定しております。それは執行部から資本投資がしやすい期間の設定と一時的なイベントなどにとどまらない長期的な展望に立った事業計画を出しなさいということが一つはその背景にあるということが議論の中でですね明らかになりました。ただ10年間という期間というのは医療センターのように特殊な施設の運営、専門的な知見が必要なものにやはりこれは限られるべきものではないのかなというふうに思うんですね。やはり長期間に及ぶ指定管というのはですね私はリスクのほうが大きいというふうに思いますので、ほかの指定期間と同じように5年間ということで指定をするという形で取り組むべき事案ではないかということをごすね、指摘しておきたいというふうに思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

○副委員長（宮内 博君）

先ほど自由討議でも申し上げましたようにですね、専門的な知見を要するような指定管理については10年間というのはありうる話だろうというふうに思います。グランピング施設についても計画があるということが示されておりますが、景観等本当に配慮した計画になっているのかと。ほかに適当な場所としてしっかり選定をする余裕も残した上で決められていかなければいけない事案ではないかというふうに思います。同時に10年間という期間はですね、やはりこれまでの指定管理の期間から、その2倍のですね、期間を運営できるということになりますので、実際に市が最終的な責任を持つ施設として適当なのかどうなのかという点で、大きな疑問をですね持たざるを得ないということから、この10年間をですね5年間にすべきだと言う立場からですね、これをそのまま認めるわけにはいかないというということを指摘しておきたいと思います。

○委員長（前田幸一君）

賛成の方の討論がございます。

○委員（徳田修和君）

私は賛成の立場で討論させていただきます。今回指定期間が10年という異例な対応ではございますが、背景として初期投資がしやすい。事業者の事業展開がしやすい環境づくりということで市のほうでも協議され、それによって今まで1社しか手が挙がっていなかった施設に3社手が上がるといふ競争が生まれたというふうに報告を受けたところでございます。ただ投資のしやすさだけではなく、その10年間という期間はしっかりと市のほうでも監視しながらコミュニケーションをとって運営をしていただきたいというところもあります。また、牧園B&G海洋センター、プールのほうはまだかろうじて使用ができます。そちらのほうもしっかりと連携をさせて利用促進を図っていただきたい。今回10年間という期間をもって、しっかりとした運営計画を立てて経営をしていただき

たいと求め賛成討論といたします。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ討論を終わります。採決します。議案第 107 号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。起立者 6 名であります。起立多数と認めます。したがって議案第 107 号は原案のとおり、可決すべきものと決定しました。次に、議案第 108 号指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地乗馬施設）の委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 108 号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 108 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 109 号、指定管理者の指定について（霧島市国分宮農研修センター）の委員間討議に入ります。意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し討論に入ります討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 109 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 109 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 110 号指定管理者の指定について（城山公園）の委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 110 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 110 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 111 号指定管理の指定について（中央児童公園ほか 18 施設）の委員間討

議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 111 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 111 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 122 号、指定管理の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）の委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 122 号について原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 122 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 123 号、指定管理者の指定について（国分漁港、永浜漁港）の委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 123 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 123 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 128 号、市道路線の認定について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 128 号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 128 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、委員長報告に付け加える点がありますか。

○委員（下深迫孝二君）

多くの指定管理が提案されたわけですがけれども、執行部が提案してきといて答えるのがしどろもどろで本当もう少ししっかりと調べて委員会に臨んでいただきたいということをですね委員長報告につけ加えてください。

○委員（池田綱雄君）

私は議案 101 号ですか。霧島市働く女性の家の名称についてですね。みんなが分かりやすい名称に変えるべきではなかったかということをつけ加えてもらいたい。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 4 時 2 6 分」

「再 開 午後 4 時 3 2 分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査ということで農林水産部の農業経営基盤強化促進法に係る地域計画についてと霧島市農業振興地域整備計画について及び上下水道部の霧島市新水道ビジョン（経営戦略）改定についてと霧島市工業用水道事業の今後の方針と経営戦略の改定についての案件で提出してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。次に、その他として何かございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで本日の日程は全て終了しました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 4 時 3 3 分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

前田 幸一